
第4回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和4年9月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和4年9月6日午前9時開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	諸般の報告
日 程 第 4	陳情について
日 程 第 5	町長提出議案上程
日 程 第 6	町長行政報告及び提案理由の要旨説明
日 程 第 7	提案理由の詳細説明
日 程 第 8	質疑
日 程 第 9	委員会付託

本日の会議に付した事件

日 程 第 1	会議録署名議員の指名
日 程 第 2	会期の決定
日 程 第 3	諸般の報告
日 程 第 4	陳情について
日 程 第 5	町長提出議案上程
日 程 第 6	町長行政報告及び提案理由の要旨説明
日 程 第 7	提案理由の詳細説明
日 程 第 8	質疑
日 程 第 9	委員会付託

出席議員(9名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹		
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員（４番 内藤 眞一）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者		那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長		藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長		植 田 勉	産業振興課総括監	藤 原 一 也
保 健 福 祉 課 長		小 玉 千 恵	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
住 民 課 長		永 井 あ け み	建 設 課 長	森 山 篤
病 院 事 務 長		高 橋 克 裕	代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前９時００分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和４年第４回飯南町議会定例会を開会いたします。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。なお、４番、内藤眞一議員から欠席届が提出されております。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、２番、伊藤好晴議員、３番、熊谷兼樹議員の両名を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第２、会期の決定について議題といたします。

８月30日及び本日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。

２番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ２番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） ２番。

おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。

去る８月30日、及び本日８時40分から、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から９月16日までの11日間とします。

日程であります。

本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。

７日と８日は休会とし、９日に本会議を再開し一般質問を行います。

10日と11日は休会とし、12日から15日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日16日は、午前９時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日９月6日から16日までの11日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日９月6日から16日までの11日に決定いたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第３、諸般の報告をいたします。

６月定例会以降、本日までに飯南町議会議長、または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

このうち、８月30日の県議長会では、総会終了議、丸山知事との意見交換があり、私からは飯南病院への医師派遣等のお礼を申し上げました。また、今後とも医師等の確保

についてお願いをいたしたところでございます。

なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、議長宛てに、去る 8 月 23 日に執行した例月現金出納検査の報告書を提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 9 号

令和 4 年 8 月 23 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第 1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和 4 年 7 月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第 2 検査の結果

飯南町の令和 4 年 7 月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第 3 その他 なし

令和 4 年 7 月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略をいたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第４、陳情についてを議題といたします。

本日までに陳情２件を受理しております。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。陳情第３号、生産資材価格高騰対策に関する緊急要請及び陳情第４号、和牛子牛市場の価格下落に対する緊急支援を求める陳情については、教育経済常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第３号及び第４号は、教育経済常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程第５ 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第５、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、認定第１号から議案第65号までの14議案を一括上程いたします。ここで暫時休憩をいたします。

午前９時１０分休憩

.....

午前９時１０分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第６ 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第６、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を行います。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

おはようございます。

本日、令和４年第４回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

す。

はじめに、7月に行われました参議院議員通常選挙におきまして、現職の青木一彦参議院議員が、鳥取島根選挙区で3回目の当選を果たされました。心よりお祝いを申し上げます。

青木議員におかれましては、これまで培ってこられた政治手腕を大いに発揮され、一層のご活躍を祈念いたしますとともに、均衡ある国土の発展に資するための「首都圏一極集中の是正」や、中山間地域が抱える諸課題の解決に、引き続き、ご尽力いただくことを期待いたします。

次に、知事要望についてであります。

先月31日、議長にも同席いただき、丸山知事に対し、本町の実情や喫緊の課題についてお伝えし、本町の発展のため特に必要な支援について要望いたしました。本年は、飯南病院の医療従事者等の確保、企業誘致への支援、令和3年豪雨災害復旧事業の促進、以上の3項目を重点要望しております。

丸山知事からは、「飯南病院は、中山間地域のモデルとして高く評価をしている。必要とされる人材を確保できるよう、取り組みたい」「企業誘致については、連携して取り組みたい」「令和3年豪雨災害復旧事業については、早期の事業進捗に努める」など、心強い回答をいただいたところであります。

その詳細につきましては「広報いーなん」を通じてご報告いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

島根県内におきましては、7月は月別の新規感染者数が過去最高であった4千人台を大幅に上回り、2万3千人を超えるなど感染が急拡大し、8月は2万7千人を超え、感染者数が高止まりの状況になっております。

本町におきましても、6月下旬から連日、新規感染者が確認され、6月は50人、7月は116人、8月は189人となっており、今月に入りましても、依然として連日感染者が確認されている状況にあります。

今後、町内において今まで以上に感染が拡大しますと、飯南病院においては診療体制がひっ迫し、外来診療などを制限せざるを得なくなります。

コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。自分や家族が感染したとしても、感染を拡大させないために、発熱などの症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控えていただき、かかりつけ医などに連絡した上で受診されるようお願いいたします。

また、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手指衛生」などの基本的な感染対策、特に「換気」の徹底など、引き続き町民の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

先月 2 日に町民、各種団体、有識者などで構成する「飯南町総合振興計画等評価委員会」を開催し、総合振興計画に掲げる主要施策や総合戦略の進捗状況について、事業効果の検証や、施策に対する様々なご意見をいただいたところであります。

また、先月 23 日から開催しております「町政座談会」につきましては、本年度も公民館単位の 5 地区に会場を設け、今月 9 日まで行う予定であります。既に実施しました会場では、町の本年度の取組や現状・課題などについて情報提供し、町民の皆様と意見交換させていただいております。

評価委員会や座談会においていただいたご意見やご提案につきましては、「広報い〜なん」や「町ホームページ」に掲載することとしておりますが、町としてしっかりと受け止めた上で、今後の行政施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、ブランドメッセージプロジェクトについてであります。

このプロジェクトは、まちの魅力やめざす姿を表したメッセージを、町民の皆様と共に作り、活用することを目的として、2 月から取組を進めてきました。

町民の皆様と 4 つの候補案を作成し、6 月から 7 月にかけては、インターネットの活用や町内事業所の協力により「ブランドメッセージ総選挙」を行ったところであり、町内外から 2,331 票の投票をいただきました。

現在は、投票結果をもとにメッセージを決定し、ロゴマークを作成しており、今月 11 日には、来島連坦地を会場として「お披露目イベント」を行うこととしております。

今後は、決定したブランドメッセージを多くの方に周知するとともに、町民の皆様にも活用いただきながら、まちづくりの活性化に繋がっていくよう取組を進めてまいります。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、教育環境基本方針検討委員会についてであります。

飯南町教育環境基本方針検討委員会につきましては、これまでに 2 回開催し、委員の皆さんからは「子どもたちが飯南町に帰って来たくるように、まちづくりとセットで教育環境を考えたい」「保小中高一貫教育や地域とのつながりなど飯南町の良さを教育に活かしたい」など活発なご意見をいただき、大変心強く感じたところです。

また、6 月 27 日の第 1 回検討委員会にあわせて、島根大学教育学部 作野広和教授による「地域と学校の未来シンポジウム」を開催し、飯南町の未来を考えながら地域全体で今後の教育環境のあり方を検討するよう助言をいただいたところです。

これから 2 年間、定住や子育て環境、学校教育や社会教育、地域とのつながりなど、幅広い視点から検討を進めてまいります。

次に、飯南高校の生徒数確保についてであります。

本年の「県外生留学合同説明会」等は、コロナウイルスの影響によりオンラインでの開催となっており、計 4 回の説明会を行い、東京や大阪などから約 200 組の参加がありました。

また、先月 27 日には本町以外の県内中学生を対象としたオープンハイスクールが開催され、県内 42 名の生徒が参加し、飯南高校の教育活動や学校生活を見学されました。

来月 1 日には、県外生を対象にオープンハイスクールを開催予定としており、全国から集まってくる生徒に、生命地域学や習熟度別少人数指導など、特色ある取組や魅力を大いに P R し、飯南高校の生徒数確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、飯南高校生の活躍についてであります。

7 月に開催された、第 104 回全国高等学校野球選手権島根大会において、野球部が持ち前の粘り強さで次々と強豪校を撃破して初の決勝進出を果たし、浜田高校と甲子園出場をかけて戦いました。

惜しくも甲子園出場の夢は叶いませんでしたが、球場にはスタンドを埋め尽くす多くの町民が足を運び、全力でプレーする選手たちの姿に惜しみない声援を送っていただきました。

野球部の活躍は「ミラクル飯南」として、小さな町の公立高校の快進撃が全国的に報道されたことから、県外の本町出身者からも多くの応援メッセージをいただきました。

厳しい練習を積み重ね、持てる力を十分に発揮してくれた選手の皆さん、そして、ご指導いただいた監督をはじめ指導者の皆さんに、心から敬意を表します。

報道部においては、島根県大会で優秀な成績をおさめた小野田花菜（おのだ はな）さんが、第 69 回 NHK 杯全国高校放送コンテストのアナウンス部門に、また、板垣颯哉（いたがき りゅうや）さんが、第 46 回全国高等学校総合文化祭朗読部門に出場しました。小野田さんにおきましては、準々決勝への進出を果たされており、報道部のレベルの高さを存分に発揮してくれました。

7 月 23 日に広島県安芸高田市で開催された第 11 回神楽甲子園には、神楽愛好会が出場しており、練習の成果を十分発揮し、「神楽伝承奨励賞」を受賞しました。

先月 6 日には、吹奏楽部が第 63 回全国吹奏楽コンクール島根県大会に出場し、高等学校小編成の部において金賞を獲得しました。

高校生の皆さんが活躍していることを大変うれしく思い、ご指導いただきました教員職員をはじめ、生徒を支えてくださった保護者、ご支援いただいた後援会や O B 会など関係団体や地域の皆様に心より感謝申し上げます。

次に、「飯南町二十歳のつどい」についてであります。

先月 15 日に「令和 4 年度飯南町二十歳のつどい」を開催しました。

当日は 38 名の若者が出席し、式典終了後には、お楽しみイベントとして、恩師からのメッセージや「飯南町ご当地クイズ」などの企画で大いに盛り上がり、出席者は友人や恩師との久しぶりの再会を喜び、それぞれの近況を語り合うなど、楽しいひと時を過ごされる姿が見られました。

コロナ禍で様々な制約がある中、懸命に頑張っている若者たちの門出を祝福することに

より、ふるさと飯南町への想いを強く感じていただける有意義な式典となりました。

次に、若者の活躍についてであります。

このたび、町内の若者で構成する軟式野球チーム「スラッガーズ」が、島根県及び中国地区の予選大会を勝ち抜き、今月 10 日から宮城県で開催される「第 66 回高松宮賜杯全国軟式野球大会」に出場されることとなりました。

先日、出場激励会を開催し、私からも全国制覇を目指して活躍していただくようエールを送らせていただいたところです。

本町の若者が全国を舞台に活躍するという明るい話題は、コロナウイルスにより閉塞感が漂う中で、町民に元気を与えてくれるものであり、私も大変うれしく思っております。

次に、飯南町ソフトボール協会の発足についてであります。

2030 国民スポーツ大会ソフトボール競技の開催に向けて、これまで島根県ソフトボール協会、飯南町体育協会など関係団体の皆様と組織の設立に向けた検討を進めてまいりましたが、このたび組織体制が整い、先月 25 日に飯南町ソフトボール協会発足式が開催されました。

町ソフトボール協会は、20 代から 50 代の幅広い年齢層のメンバーで構成され、2030 国民スポーツ大会に向けたソフトボール競技の普及振興や公認審判員の育成などにご尽力いただきます。

町としましても、町ソフトボール協会をはじめ関係団体とともに力を合わせ、国民スポーツ大会への機運を高めながら、今後必要となる会場施設や備品などハード面の整備について、県や関係団体と十分に連携して年次計画で進めてまいりたいと考えております。

次に、子ども広場の整備についてであります。

本年度は、「みんなの広場来島交流センター」の敷地内に、保護者の方からの要望が大きかった 3 歳未満の小さなお子さんを対象とした遊具を整備することとしております。

すでに工事は発注しておりますが、事業を進める中で、子どもたちの安全面への配慮から、防護フェンスについて計画を変更したく、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、産業についてであります。

はじめに、農業の振興についてであります。

長期化するコロナウイルスの影響や近年の食志向の変化に伴う米需要量の減少により、過年産米の在庫解消が進まないことから、昨年は大幅な米価下落を招いたところであります。国では、需給均衡を図るために、主食用米の作付面積を全国で 3 万 9 千 ha (3%) 削減する必要があると試算されておりましたが、本年は主産地を中心に積極的な作付転換が図られた結果、目安を超える 4 万 3 千 ha が削減される見通しとなるようであります。作柄が平年並みであれば、来年の民間在庫量は適正水準の範囲となり、需給状況の改善が見込まれる状況になってまいりました。

このような背景の中、先日、令和４年産米のＪＡ概算買取価格が公表されました。本町の買取価格（仮払金）は、「１等特別栽培コシヒカリ」で６,５００円／袋（前年比３００円増）、「慣行栽培コシヒカリ」で６,２５０円／袋（前年比３００円増）、「低タンパクのＣＥ特別栽培コシヒカリ」で６,８５０円／袋（前年比４００円増）と、いずれも昨年価格を上回りました。

昨年的大幅下落を埋めるまでの価格とはならず不満は残りますが、更なる下落や据え置きとならなかったことに少し安堵しているところです。

しかしながら、世界的な肥料や燃料等の価格高騰を受け、生産コストは大幅に上昇しており、農業生産は依然厳しい状況が続いております。

この対策として、国は近く支援金を交付する方向で準備されており、町としましても、農業者がこの支援を確実に受けられるよう、県やＪＡなど関係機関と連携し調整してまいりたいと考えております。

また、良質米である飯南米がレベルに応じた有利販売となり、その結果が米価にも確実に反映されるよう、引き続き関係機関と連携し、飯南米のＰＲに積極的に取り組んでまいります。

次に、畜産飼料高騰対策についてであります。

コロナウイルスやウクライナ情勢、円安の進行などの影響が重なり、畜産で必要となる飼料価格は過去最高値を記録しています。畜産経営では飼料費の割合が高いことから、農家にとっては先行きが見通せない厳しい状況が続いております。

価格高騰分につきましては、本来ならば製品出荷価格に転嫁すべきものでありますが、酪農では生乳価格が生産団体と乳業メーカーの原則年１回の交渉により価格が決められること、また、和牛生産においても市場で価格が決まることから、高騰分の反映には相応の時間が必要となります。

今回の飼料高騰に対しては、国、県も高騰分の一部を補填する予算を確保し対応することとされておりますが、急激な価格高騰に対し十分な対応となっておらず、なおも農家の負担が残る状況であります。

本町にとって畜産業は、農業生産額で最大のウエイトを占める重要な産業であります。性質上、一度生産基盤を失うと容易に再生ができないことから、今回のような過去に例を見ない苦境を何とか乗り越えることができるよう、町としても残る農家の負担分に対し支援をしたいと考えており、この対策について補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、ＪＡ肥育事業撤退方針に関する対応についてであります。

雲南市・奥出雲町・飯南町の３市町及びＪＡしまね雲南地区本部は、広域的な農業振興を図るため、雲南農業振興協議会を構成し、これまで生産から販売まで一貫した奥出雲和牛振興事業に積極的に取り組んできました。

こうした背景に配慮無く、ＪＡしまねでは６月に開催された理事会において「和牛肥育事業からの撤退方針」を一方的に決定し、７月６日に突然の報道がなされました。

奥出雲和牛ブランドは、市場から高い評価を受け、地域に欠くことのできない主要な産業に成長しているところではありますが、今回の方針決定は一貫して取り組んできた振興策を全く無視するものであり、極めて遺憾であると考えております。

このことから、７月１９日に雲南市長、奥出雲町長と共にＪＡしまね石川代表理事組合長に対し緊急要請を行い、「肥育事業の継続」「地域の施設と連携した奥出雲和牛生産基盤の構築と持続的な事業体制の確立」「和牛生産農家に向けた振興策の説明」を求めたところであります。また、同日には丸山知事にもＪＡに対する指導支援を求める緊急要請を行っております。

今後も、雲南農業振興協議会を通じて自治体とＪＡが連携し、雲南地域の和牛生産基盤の持続的発展と奥出雲和牛ブランド力の一層強化に向け、積極的な取組を展開してまいりたいと考えております。

次に、Ｊークレジット（二酸化炭素等の排出削減量・吸収量）の販売状況についてであります。

本年度から町有林を活用して販売を開始しているクレジットについては、SDGs（持続可能な開発目標）の達成やカーボン・オフセット（二酸化炭素の削減活動や埋め合わせ）による脱炭素経営に取り組む県内外の企業から問い合わせをいただいておりますが、株式会社日本旅行より、ＪＲでの移動による二酸化炭素排出量に対してオフセットを行う旅行商品に活用するためのクレジット購入希望があり、６月に売買契約第１号として販売いたしました。

今後も、購入希望企業への販売を促進し、本町森林ブランドイメージの一層の向上に繋げてまいりたいと考えております。

次に、観光の振興についてであります。

長期化するコロナウイルスの影響により、町内の各施設の入込客数は減少傾向にありますが、屋外観光施設である赤名観光りんご園においては好評をいただいております。昨年度は９,７２６人の入込がありました。本年度も先月からブルーベリー狩りもスタートしており、昨日からはリンゴ狩りもスタートいたしました。

本年度も多くの方にご来場いただけるよう期待するところでもあります。

また、先月２１日には、コロナウイルスの影響により中止されていましてサイクリングイベント「やまなみ街道クライムライド２０２２」が、飯南町観光協会の主催により、本町をはじめ周辺市町を舞台に３年ぶりに開催されたところでもあります。

大会には１４５名の参加があり、参加者は、コース周辺の素晴らしい自然や、補給を行う休憩所で提供される地域食材を満喫され、大盛況の大会となりました。

次に、商工業の振興についてであります。

コロナ禍において、町内の消費を喚起し、家計の一助とし、町民と町内商工業者の元気回復につなげるために行っていました、第3弾の「元気回復券事業」は、先月末を期限として終了いたしました。

今後の更なる消費喚起対策として、1セット6千円分の商品券を4千円で購入することができる「プレミアム商品券発行事業」を実施し、町民と町内商工業者のさらなる元気回復につなげたく、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、コロナウイルスの影響により、国内ではIT産業の新たな働き方が急速に拡大・浸透しております。このことから、町内でのサテライトオフィス（企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模な事務所）のIT関連企業等の誘致に向けた戦略の策定等、誘致活動支援の業務委託を行い、町内での新たな雇用の場の創出、町外からのU・Iターンによる人材確保にも繋がるよう、取組を進めるため、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「道の駅頓原」周辺エリア整備計画についてであります。

道の駅頓原につきましては、平成5年度のオープン以来、地域情報の発信など多様な役割を果たしています。また、周辺には情報交流館をはじめ本町の観光・産業に寄与する施設が集中しており、地域拠点としての役割も果たすなど、重要なエリアでもあります。しかしながら、これらの施設は順次設置されてきたこともあり、エリアとしての一体感に欠けるとともに、施設の経年劣化がみられ、利用者が必ずしも満足できる状況ではないと認識しております。

このことから、各施設や緑地公園、大しめ縄創作館などを含めた、周辺エリアの一体的な整備を検討したいと考えており、先月1日に「道の駅頓原周辺エリア整備計画策定委員会」を開催いたしました。

今後も定期的に委員会を開催することとしておりますが、本年度中に整備計画を策定したいと考えており、補正予算に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、志津見ダム周辺地域の活性化対策についてであります。

平成23年6月の志津見ダム完成から10年が経過し、この間、尾原ダムや中流域の斐伊川放水路の整備が完了し、下流域の治水安全度の向上が図られております。

来月9日には、コロナウイルス感染拡大により延期となっていましたダム完成10周年、フラワーイベント30周年を記念し、コスモス祭を開催したいと考えております。

また、本年度は昭和47年7月の水害から50年目となる節目の年でもあり、本町におきましても、本庁舎をはじめ各支所において先月19日まで「昭和47年7月洪水のパネル展」を開催したところです。

当時の洪水被害そのものを知らない世代が増えている中、今後も防災に対する意識や志

津見ダムの必要性を啓発するとともに、再開するフラワーイベントを通じて地域の活性化に繋がたいと考えております。

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

4回目のワクチン接種は、高齢者施設で7月中旬から開始し、一般の方は7月から8月にかけて集団接種を行っております。先月末現在の接種対象者60歳以上2,430名のうち、接種を終えた方が1,988名で81.8%となりました。

また、今後も3回目接種や初回接種の方への対応が想定され、新たに5歳から11歳のお子さんへの接種も努力義務になったことから、接種をご希望の方に対する相談や接種機会の体制を整えてまいります。

なお、国からは、早ければ今月中を目途に「オミクロン株対応のワクチン接種」も開始する旨の通知があったことから、接種に向けての周知や準備を進めてまいります。

次に、長寿のお祝いについてであります。

本町にお住まいで、本年度に百歳を迎える方に、内閣総理大臣から「お祝い状と記念品」が届きましたので、敬老の日に合わせて伝達することとしております。

百歳を迎えられる方は、安部勝枝（あべ かつえ）さん、松田ミツエ（まつだ みつえ）さん、田邊辰枝（たなべ たつえ）さん、三上善江（みかみ よしえ）さん、本田富士恵（ほんだ ふじえ）さん、難波冬子（なんば ふゆこ）さん、以上の6名であります。対象となる皆様は、各種の福祉サービスを受けながら、お元気にお過ごしであり、心からお祝い申し上げますとともに、これからも健やかに日常生活を送っていただきたいと願うところであります。

なお、敬老会につきましては、本年度も一堂に会して開催できる状況にありませんので、今月19日の敬老の日に、私から「お祝いのメッセージ」をケーブルテレビでお伝えさせていただきます。

次に、病院事業の運営についてであります。

昨年度の運営状況につきましては、令和2年度に引き続き、コロナウイルスの影響があったものの、外来部門は、患者数が増加に転じ、収益は、以前の水準に回復しています。しかしながら、入院部門は、院内感染防止対策による影響や入院適用となる疾患の減少がみられ、直近の5年間で最も少ない患者数となり、病床利用率は、60.0%となりました。

昨年度の決算につきましては、入院患者減少による入院収益の減少が大きかったものの、令和2年度に引き続き、コロナウイルス対策を目的とした補助金などが交付されたことやコロナウイルスワクチン接種による委託料の増額などにより、4千9百万円余の黒字となりました。

未だ収束の見通しが立たないコロナウイルスへの対応も行いながら、地域に必要な医療

を持続的に提供できるよう、適正な病院運営と健全経営に取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、災害時における支援に関する協定についてであります。

6月29日に、三菱自動車工業株式会社様、西日本三菱自動車販売株式会社様及び本町との間で、「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結いたしました。

三菱自動車工業株式会社様におかれましては、日本各地の大規模災害において、人員や物資の輸送、電源としての活用のための電動車両を被災地に派遣されており、災害時における支援について十分な経験を積まれております。

この度の協定により、町内において災害による大規模な停電が発生した際に、電動車両等を配置いただけることとなりました。有事の際に、携帯電話やポットなどの電化製品へ電力を供給することが可能となり、避難所での利便性の向上につながり、心強く思うところであります。

次に、大雨による災害についてであります。

本年は、梅雨入り後の出水期において、近年多発する豪雨に見舞われることはありませんでしたが、7月18日から19日の大雨により、道路1件、河川2件、農地1件、農業用施設1件、その他応急的に対応が必要な箇所を含めると、4千万円を越す被害が発生しました。

現在、昨年の7月豪雨で発生した数多くの被災箇所の復旧に取り組んでおりますが、併せて今回の被災箇所についても早期復旧に努めてまいります。

なお、昨年度発生した豪雨による災害復旧の進捗状況は、先月末時点で農地災害71%、農業用施設災害56%、道路災害69%、河川災害27%が完了となっております。

残事業については、林道災害を除き今月末には全ての発注が完了する見込みであり、改めて、復旧に鋭意ご努力いただいております建設業者の皆様へ感謝申し上げます。

次に、可燃ごみの広域処理に向けた基本合意書の締結についてであります。

新たな可燃ごみ広域処理施設につきましては、雲南市・奥出雲町・飯南町の3市町共同で整備をめざすこととなり、7月12日に基本合意書を締結したところであります。

今後は、基本合意書に基づき、用地の選定や施設の建設計画、施設運営に係る調整・検討を進めることとしており、令和14年度の供用開始をめざして取り組んでまいります。

次に、令和3年度一般会計決算についてであります。

一般会計の決算につきましては、国の経済対策も含めた臨時的な措置があったことや、災害による特別な事情で、地方交付税の大きな伸びがあり、過去10年で最も多い、42億6千2百万円余（対前年3.3億円増）の交付額となりました。

こうしたことから、実質収支は1億8千3百万円余となりました。

しかしながら、町債残高は109億2千7百万円余と前年から微増しており、引き続き、町債の繰り上げ償還にも努め、健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

次に、令和４年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、コロナウイルス対策支援事業として、畜産飼料高騰対策、プレミアム商品券発行事業、そして、我々の生活を支えている、旅客業、運送業への支援など、５千３百万円余、他の主な補正としましては、ＩＴ関連企業等の誘致に向けた誘致戦略事業に５百万円余、そして先ほども申し上げましたが、健全な財政運営のための町債の繰り上げ償還に２億４千９百万円余など、総額３億９千６百万円余を計上しております。

今回提案いたします議案は、令和３年度飯南町各会計の決算認定１件、財政健全化法に基づく健全化判断比率などの報告案件１件、専決処分の承認を求める、承認案件１件、条例関係２件、その他議決を要する案件２件、令和４年度飯南町一般会計補正予算(第４号)など、予算関係７件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で１０時１５分といたします。

午前９時５７分休憩

.....
午前１０時１５分再開

日程第７ 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第７、提案理由の詳細説明に入ります。

認定第１号、令和３年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○会計管理者（那須 和博） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須会計管理者。

○会計管理者（那須 和博） 番外。認定第１号について説明します。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和３年度飯南町の下記会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記。

- 1 令和3年度飯南町一般会計歳入歳出決算。
- 1 令和3年度飯南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和3年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和3年度飯南町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算。
- 1 令和3年度飯南町病院事業会計決算。
- 1 令和3年度飯南町簡易水道事業会計決算。
- 1 令和3年度飯南町下水道事業会計決算。

令和4年9月6日 提出 飯南町長。

ページをおめくりいただきまして2ページ、はぐっていただきまして2ページの方をお願いいたします。

令和3年度歳入歳出決算総括表でございます。会計ごとに、収入済額、支出済額、歳入歳出差引額について読み上げます。

一般会計、収入済額、88億1,513万1,651円。支出済額、85億7,687万1,102円。歳入歳出差引額、2億3,826万549円。

国民健康保険事業特別会計、収入済額5億9,028万1,657円、支出済額5億8,392万6,227円、歳入歳出差引額635万5,430円。

後期高齢者医療事業特別会計、収入済額1億7,676万2,458円、支出済額1億7,657万6,123円、歳入歳出差引額18万6,335円。

介護保険サービス事業特別会計、収入済額4,100万9,085円、支出済額3,660万5,831円、歳入歳出差引額440万3,254円でございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページをお願いします。令和3年度飯南町病院事業決算報告書でございます。

1. 収益的収入及び支出。款について決算額を読み上げます。第1款、病院事業収益。決算額10億8,878万4,877円。内容については、第1項から3項に掲載をしております。

続いて支出です。第1款、病院事業費用、決算額10億3,510万6,745円。内容については第1項から4項に記載をしております。なお、当年度純利益は、4,111万7,669円となっております。

次のページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出でございます。収入、款について決算額を読み上げます。

第1款、資本的収入、決算額1億2,024万2,000円。内容については、第1項から第3項に記載をしております。

続いて支出でございます。第1款、資本的支出、決算額1億7,872万9,784円。内容については、第1項から3項に記載をしております。

この収入と支出の不足につきましては、下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

続きまして、4ページをお願いいたします。令和3年度飯南町簡易水道事業決算報告書でございます。こちらは収益的収入及び支出でございます。決算額を朗読いたします。

1. 収益的収入及び支出。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、簡易水道事業収益、決算額2億4,352万4,724円。内容については、第1項から2項に掲載しております。

続いて支出です。第1款、簡易水道事業費用、決算額2億4,005万5,484円。内容については第1項から4項まで記載をしております。なお、当年度純利益はマイナスの53万9,264円となっております。

次のページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出でございます。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入、決算額6,727万4,225円。内容については、第1項から第5項まで記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出、決算額1億3,127万8,475円。内容については、第1項から2項まで記載をしております。この収入と支出の不足額については、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

次のページをお願いいたします。令和3年度飯南町下水道事業決算報告書でございます。

1. 収益的収入及び支出。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、下水道事業収益、決算額3億9,649万6,377円。内容については、第1項から2項に記載をしております。

続いて支出です。第1款、下水道事業費用、決算額2億9,981万6,486円。内容については、第1項から4項まで記載をしております。なお、当年度の純利益は9,923万8,126円となっております。

次のページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出でございます。款について決算額を読み上げます。収入。第1款、資本的収入、決算額6,868万8,000円。内容については、第1項から5項まで記載をしております。

続いて支出です。第1款、資本的支出、決算額2億1,403万6,216円。内容については第1項から2項に記載をしております。この収入と支出の不足額については、表下の欄外で説明をしておりますのでご確認をお願いします。

以上が令和3年度飯南町一般会計各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の状況でございます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続いて、8 ページご覧ください。ここからは令和 3 年度飯南町各会計決算の概要について説明をします。

はじめに、1. 決算規模についてです。病院、簡水他事業会計を除く決算総額は、歳出総額で前年比 92.6%、7 億 4,500 万円減の 93 億 7,400 万円でありました。一昨年の令和 2 年度は、コロナ対策事業総額約 10 億や来島複合施設 5 億などによりまして、過去最大規模の決算額であったため減額となったところですが、93 億の規模も大きなもので過去 3 番目になります。

その下、病院事業会計。こちら 3 条 4 条共に減額決算ではありますが、こちらもコロナ対策によるものの減額が主たるものであります。が、総じて先ほども説明しましたが、2 年連続の黒字決算となったところです。

次に、簡易水道事業会計ですけれども、3 条会計は昨年とほぼ横ばいです。4 条会計について、佐見の水道施設整備が完了したことにより減少となっております。こちら 53 万円余の赤字決算となりました。

めくって 9 ページ。下水道事業会計の方ですけれども、こちらの方、3 条 4 条共に歳出の方はほぼ横ばいではありますが、歳入について一般会計からの補助金の 3 条と 4 条の配分による増と減があり決算としては黒字であります。

続きまして、一般会計についてです。決算総額では歳入総額 6 億 7,900 万円減の 88 億 1,500 万円。歳出総額 7 億 3,800 万円減の 85 億 7,700 万円でありまして、いずれも対前年比 8 % 減でありますけれども、その要因は先ほども言いましたとおりコロナ対策事業の減によるものであります。

次に、歳入状況のうち、主な増減理由を説明します。はじめに町税。固定資産税の主に減額みられますけれども、太陽光パネルなど償却資産の減少が主たるものです。

次、真ん中どころ、行政報告の方でもふれましたけれども令和 3 年度の決算の一番のポイントであります地方交付税の大きな伸びということです。過去 10 年で最も多い交付額でありまして、普交、特交あわせて前年 3 億 3 千万円余の増、総額 42 億 6,200 万円でありました。繰り返しになりますが、普交、特交ともに伸びておりまして、普通交付税については、コロナ対策や国の経済対策も含めた臨時措置で 1 億 5 千万円の伸び。特別交付税につきましては、災害による特別な事情で特に激甚指定があったことによりまして 1 億 8 千万円余の伸びでありました。

これを原資に本決算においては、後ほども説明しますが、減債やまちづくりなどの繰り入れていた基金を全額戻し入れしまして更に積立もおこなったところでありまして、これらの伸びで歳入に占める交付税の割合は半分近い 48% となっております。

次に隣のページの方移ります。国県支出金の方ですけれども、4 億余りの減額です。先ほどらい申し上げておりますけれども、上から 4 行目の特別定額給付金、いわゆる 10 万円給付事業ですね、これの皆減をはじめ、災害復旧工事の優先のため道路事業社交金を抑

制したことによる補助金の減であります。

歳入に占める補助金の割合は2割、20％であります。

次、2つとんで繰入金の方ですけども、2億円余りの減額となっています。先ほども申しあげましたように地方交付税の交付金の増額によりまして、繰入を戻しており、減額となっております。いわゆる本年の特徴ともいえる現象であります。

ページの方めくっていただきまして、町債の方になります。こちらの方も3億円余りの減額ですけども、いちばん上の方、これ来島拠点整備のことですが、3億円の減。それから下から4つ上の体育施設とありますけども、これ頓原の野球場の照明整備のことですね。これの1.5億円らなどの皆減をはじめまして、いわゆるハード整備を抑制した結果でありまして3年連続減少傾向にあります。中長期的にみてもこの町債の方抑制してまいりたいと考えています。

次に、歳出の目的別について主な増減理由を説明します。

総務費の方は10億円以上の減額となっておりますけども、繰返しとなりますけども、上から3行目のコロナ対策10万円給付事業の4.8億円の皆減。それから真ん中どころ、来島複合施設の5億円の皆減などがありまして大きな減額となっております。総務費の歳出総額に占める割合は16.5％となっております。

次、隣のページの方です。続いて2番目に大きな16％を占める民生費の方です。前年対比1億円増となっております。こちらは先ほどの総務費とは逆にコロナ対策事業のいわゆる低所得者への経済支援とか、子育て世代への支援が充実したことによって増額となっております。

続く衛生費、それから農林水産業費、商工費はほぼ前年と同額であります。が、特徴的と言えるのは商工費の中に琴引スキー場の臨時がありますけども、これが減額になっております。積雪が十分にありまして、入込客が増えたことによるいわゆる指定管の減額があったものであります。

一番下土木費。1億4千万円余りの減額ですけども、真ん中どころの方、道路の社交金事業を抑えたことによる減額となっております。

ページの方、めくっていただきまして、消防費とんで2段目。教育費の方です。これが約2億円近い減額です。これGIGAスクールが終えたこととか、下から2行目、先ほども言いましたが頓原球場の照明設備の減などがあったためであります。

続く災害復旧費。行政報告でもふれておりますが現在も懸命に復旧作業努めておりますが決算としてはご覧のとおり6億円以上の増、7億9,700万円と大きな額となっております。

最後、歳出3番目に大きな公債費の方です。地方債残高の増大抑制緩和するために毎年繰上げ償還をおこなっております。昨年度は、約1億6千万円をおこなったところで全体の14％を占める12億の歳出ということであります。

次に、3. 財政指標の状況についてであります。はじめに、経常収支比率、目標は 90% 以下でありますけれども、前年対比 1.2 ポイント減の 92.5%となりました。2 年連続の減少傾向が続いておりますけれども、まだ目標値には達成しておりません。引き続き抑制して参ります。

続く、地方債現在高比率は、これまでの大規模事業によります起債発行額の増加によりまして数値の方は上昇し続けてきましたけれども、起債事業の抑制や繰上げ償還が功を奏しまして目標 250%をきる前年対比 9.3 ポイント減の 246.5%となりました。

目標はきったといいましてもぎりぎりの数字でありまして、引き続き監査委員のご指摘があるように繰上げ償還を確実にこなうこと、起債事業の抑制が大きなポイントと考えております。

4 番目の財政健全化法に定める各種指標ですけれども、後ほど報告第 8 号でも説明しますが、一般会計のみの実質赤字比率、特会も含めた連結赤字比率は、いずれも黒字決算でありますので、該当なく、参考黒字数値であります。

実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。実質公債費比率につきましては、一時的に改善しまして 10%をきる 9.4%、将来負担比率は 45.5%と大きく減少しております。こちらの方は、起債の借入額の減少、それから特会の方で企業債の償還が進んだこと、加えて先ほど言いましたが基金を積み増しをおこなったことが要因であります。それぞれの数値は、一見安定傾向にあるように見えますけれども、国の経済対策なども含めまして一時的なものでありまして、今後も安定した指標で推移させるよう町債の抑制と繰上げ償還が必要と考えております。

以下、公営企業資金不足比率につきましては、病院事業会計以下それぞれの会計について、財政健全化法の資金不足は発生しておりません。

続いて、隣のページ、横長の方、未収金の方です。14 ページ。真ん中どころの薄青いセルの方です。一般会計合計の未収額。赤字で囲んである 3 年度決算の未収額の方。2,977 万 9,608 円となっております。昨年度に比べまして右端の方になりますが、43 万 2,635 円増加しております。このコロナ禍におきましてもそれぞれの徴収担当課は鋭意努力しているところで、町税を始めとして徴収率もほぼ横ばいとなっています。滞納対策会議の方でも前年推移ということで総括しているところです。

令和 3 年度末における本町全体の未収額としては、一般会計外の会計、特に土地改良区の償還の賦課金で工事例がありまして、赤字のところの一番上の行ですね。土地改良区の償還賦課金の工事例がありまして、一番下の段、最下段の行ですね。前年より 100 万 7 千円余り減少しまして、年度末の未収額は 4,996 万 3,855 円となったところです。引き続き、組織としての徴収に努めまして滞納対策会議等で情報を共有し効果のある滞納整理を行うなどして徴収率の向上に努めてまいります。

次からは、続いて報告書の方ご覧ください。別冊になるかな、報告書。審査意見の次

の報告書ですね。報告書の方ご覧ください。表紙の方めくっていただきまして、1 ページから4 ページまでの方は、構成比の方ですね。先ほど説明していただきました内容の決算状況ですので内容と重複しますので説明の方は省略いたしますけども、4 ページの方、(3) 構成比の方ご覧ください。性質別決算額及び構成比。右端から一つ前の列の増減率の大きなものについて若干ふれたいと思います。

上から5行目の25.4%増、それから4の扶助費の下、5の補助費のマイナス19.6%。25.4とマイナス19.6。これ先ほど言いましたけどもコロナ対策事業の支援対象が世帯から子育て世帯とかいうふうに変ったことによる増減であります。そして何より10の投資的経費の中の普通建設事業。補助事業はマイナス71.9%と大きく減少し、災害復旧費の方は4倍近い増となっております。

続いて、下の5ページの方。国保会計からの特別会計の決算状況のせております。5ページの国保会計、めくって6ページの方には後期高齢者、その下の方が介護保険、めくっていただきまして8ページ。病院の3条と下の方は4条の方です。めくっていただきまして、簡水の3条と下の方は4条。同じくめくっていただきまして、下水会計の3条、下の方は4条となります。先ほど報告しておりますので、それぞれご確認をいただきたいと思います。

めくって14ページの方から、主要事業の概要をのせておりますが、これ一括してかなりとびますけども、23ページ。23ページまでが100万円以上の費目ごとの主要事業がのせてあります。214事業となっております、その財源内訳の方ものせてあります。ちなみにこの214事業ですけども、例年この数は100から120前後となっておりますけども、一昨年令和2年もこれ201事業ありました。コロナの対策が主たるものなんですけども、近年こうしたように倍近い事業が続いているということでもあります。

25ページの方ご覧ください。これからは10万円以上の主な補助金、それから扶助費補助金。こちらの方が例年は80前後の事業なんですけども、今年は111事業ありましてその一覧であります。

続いて、めくっていただきまして26ページの方です。先ほどの扶助費・補助金の方がこの26ページの左半分の方であります。

15の方、10万円以上の主な分担金・負担金が40事業であります。下のページの方、下段の方に、16.一部事務組合等負担金がありますけども、こちらの方が11事業なんですけども、総額5億8千万円余りであります。近年この負担金の方のウエイトが多くなっております、補助金で全体で約20億円ありますけども、その内を3割がこれが占めているということになっております。

隣の17.操出金、18.貸付金の方は、主な調書をのせておりますのでご覧ください。

めくっていただきまして、28ページ。財産に関する調書ですけども、表の右側、3年度中増減の主なものについて説明します。

真ん中どころの方で、公営住宅、八神の定住住宅の宅地を 2,900 ㎡余り取得したもの。頓原の合銀の社宅を定住住宅として土地建物を取得したもの。そして大きなものとしては、県営赤名団地の土地建物を取得したものなどがあります。

その下のその他の施設で真ん中どころ来島の旧支所のところにできた来島防災センターの建物などが新たに加わっております。

1 点、固定資産台帳調整分とありますのは、例えば旧来島支所の土地の属性をですね、その他から支所分へ変えたことなどによります台帳上の移動によるものです。これらの増減によりまして、一番下の合計の欄、建物ですね。建物の方のいちばん合計の欄。3 年度末の建物の現在高は 1,739 ㎡増の 97,795 ㎡。土地については左の方、年度末残高の方、1,646 万 8,000 ㎡余りであります。

以下、地上権、有価証券、他の移動はありません。下のページ、29 ページの方ご覧ください。2. 物品ですけれども、コロナの方ですね。普通乗用車や軽自動車、あるいは消防ポンプ車などの増減ありますけれども、いちばん下の段、合計欄の方には増減なく全体で 156 台となっております。

隣の 3. 債権、貸付金ですが、増減の方はご覧のとおりですけれども、いちばん下の病院事業会計の方、貸付金の方がこの年で完済となっております。

その下、4. 基金についてですけれども、令和 3 年度中の基金の増減については、ご覧のとおりでありますけれども、これも繰り返し説明になりますけれども、昨年度は減災まちづくりを 1 億 1 千万円取り崩して決算を迎えております。一昨年。ですが交付税の増額によりまして今年は繰り入れた減災まちづくりを全額戻し入れたうえに積みましょうとなっております。そうしたことによりまして、合計の欄、2 億 2,300 万円余りを積み立てております。3 年度末の基金現在高は、39 億 4,100 万円余となっております。その基金残高、39 億のうち現在 20 億で債券運用しております金利の方が下がってきております。今で 0.6、0.7 いうとこですね。いうとこですけれども年間 1,400 万円以上の運用益を目指しております。

めくっていただきまして、30 ページ以降の方です。30 ページ以降の方は参考資料として、款別、あるいは性質別の構成比などをのせておりますが、これまでの説明と重複しますので省略をいたしますが、資料として添付しておりますのでご覧いただければと思います。その他款別、また詳細につきましては、各会計の決算書でご確認いただきますようお願いをいたします。以上で認定第 1 号の説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して、令和 3 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見が提出されております。

審査意見について監査委員の説明を求めます。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

そういたしますと、お手元に一般会計各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見書を配付してございますので、朗読して決算審査報告といたしたいと思います。

飯 監 第 10 号

令和 4 年 8 月 29 日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和 3 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び
各公営企業会計決算並びに基金運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 3 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算書及び各公営企業会計決算書、その他政令で定める書類、並びに令和 3 年度基金運用状況について、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し審査した結果、次のとおり意見を付す。

1. 審査の概要について

（1）審査の対象

- ・令和 3 年度飯南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・令和 3 年度各公営企業会計決算書及び関係諸帳簿、証書類
- ・基金の運用状況に関する調書類

（2）審査の期間

令和 4 年 7 月 26 日から令和 4 年 8 月 26 日まで

（3）審査の手続き

町長から提出された令和 3 年度飯南町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書等について審査した。

各公営企業会計については令和 3 年度決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等について審査した。

基金の運用状況については運用状況に関する調書等を審査した。

審査に付された各会計の計数に誤りはないか、財産運用は健全か、財産管理は適切か、また予算執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、現地確認を行う等の審査の手続きをした。

2. 審査の結果

一般会計、各特別会計、各公営企業会計のすべてにおいて計数に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており適正であると認めた。

基金の運用状況に関する調書の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認めた。

3. 審査意見

まず、一般会計、各特別会計です。

令和3年度の普通会計決算額（一般会計）は、歳入総額 88 億 1,500 万円、歳出総額 85 億 7,700 万円、歳入歳出差引額 2 億 3,800 万円、実質収支 1 億 8,300 万円の黒字決算となっている。

歳入について、地方交付税は増額となったが、国県支出金、基金繰入金、町債等が減額となり歳入総額は前年度に比し 6 億 7,900 万円の大幅減額となっている。

歳出について、災害復旧費、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業等が増額となったものの、特別定額給付金事業、来島拠点施設整備事業、体育施設維持修繕工事等の大規模事業の完了により歳出総額は前年度に比し 7 億 3,800 万円の大幅減額となっている。

国民健康保険事業特別会計他 2 特別会計のいずれにおいても、実質収支額は黒字決算となっている。

令和3年度は町債の償還、繰上償還を合わせ 11 億 9,900 万円余の償還が行われているが、12 億 300 万円余の新たな町債が発行され、町債残高が平成 27 年度より 7 年連続増加しその額は 109 億 2,700 万円余となっている。

実質公債費比率は 9.4% となり前年度に比し 1.0 ポイント下がったものの、経常収支比率、町債残高が依然、町が定めた目標値を超える状態となっている。

実質公債費比率の将来推計によると、令和8年度には実質公債費比率が 17% を超えると予測されているが、実質公債費比率の上昇抑制を図るためには繰上償還の継続と共に、町債の発行の抑制が不可欠である。

徹底した経費の削減に努めるとともに、優先度や事業効果を見極め、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努められたい。

（1）翌年度繰越額について

令和3年度の翌年度への繰越額は 12 億 100 万円余で令和2年度より 8 億 5,200 万円余の大幅増となっている。

令和３年度の豪雨災害による災害復旧費の繰越額が５億３,７００万円余計上されているが、災害の発生が７月中旬であり、その後の災害査定等の進捗状況からやむを得ないものと思われる。

乳用牛生産振興事業の繰越額４億１,２００万円余については、次年度も令和３年度を大きく上回る事業費が予定されており、繰越後の進捗管理に万全を期すること。

繰越額の大幅な増額により、次年度発注にも大きな影響を及ぼし更なる繰越額の増につながる恐れがある。

繰越額の減額に向けた早期発注、年度内完成に向けた進捗管理を徹底するよう努力されたい。

（２）予算執行について

一般会計において歳出決算額が昨年度より７億３,８００万円余減額となっているが、不用額は１億６千万円余増額の４億２千万円余となっている。

各特別会計においても同様に不用額が見受けられる。事業執行上やむを得ないものもあるが、今後は予算の早期減額補正を行い、予算を有効に執行するよう努められたい。

予備費の充当額は、１千５百万円余で前年度に比べ８百万円余増加しており、施設や機材の日常的な点検を徹底し、予備費削減に努められたい。

（３）公共施設について

公共施設の老朽化が進んでおり、維持管理費が年々増加傾向にある。

公共施設等総合管理計画に基づき、これらの施設の集約化、廃止、譲渡が検討されているが、早期に具体的な進行を図り、維持管理費の低減につなげられたい。

次に病院事業会計。

令和３年度の純利益は４千９百万円余となり、２年連続の黒字決算となった。

入院収益は、新型コロナウイルス感染症の影響で入院患者数が減少したことから、直近５年間で最低額となった。外来収益は、医師体制を強化したことで増加に転じ、直近５年間で最高額となっている。

黒字決算ではあるが、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種委託料や国・県補助金交付という特殊事情があつてのものであり、今後は入院収益の改善に取り組むとともに、経費の削減にも一層注力され、健全な病院経営が継続できるよう努められたい。

次に簡易水道事業会計。

令和３年度は純損失５３万円余を計上し赤字決算となった。人口減少にともない給水収益が減少するなか、佐見地区営農飲雑用水施設の減価償却費が増加したことによる。今後も厳しい経営状況が続くと見込まれるだけに、近年に供用開始した地区の接続率向上を図るとともに、徹底した経費削減に取り組み料金回収率の改善に努められたい。

企業債償還残高が１３億９千万円余もあるが、一方では管路の老朽化が進行しており、耐用年数である４０年を経過した管路が全体の６０％を超えている。長期間・広範囲にわた

る断水といった重大事故に至らぬよう「飯南町簡易水道事業経営戦略（平成 29 年度～平成 38 年度）」を早急に見直し、具体的措置を講ぜられたい。

次に下水道事業会計。

令和 3 年度は純利益 9 千 9 百万円余の黒字決算となった。一般会計補助金が前年度から 8 千万円弱増加したことが主因である。

企業債償還残高が 18 億 4 千万円余あり、今後は適切な維持管理を図りながら新規企業債発行を必要最小限に抑制し、企業債償還残高の減少に努められたい。また、令和 3 年度下水道事業会計予算において当年度利益剰余金処分量 4 千 4 百万円余について資本的収支に補填するとしており、減債積立など目的を定め利益剰余金の処分をされることが望ましい。

次に基金の運用状況。

飯南町の令和 3 年度末の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金、その他基金を合わせ 39 億 4,100 万円余である。

令和 3 年度は、特定目的基金において事業に充当するため 1 億 3 百万円余の取り崩しを行っているが、一方で 3 億 2,700 万円余を積み立てている。

その結果基金残高は、昨年度から 2 億 2,300 万円余の増額となった。

この基金は一括運用とし、約 34 億 8,100 万円余を債券、定期預金で運用し、令和 3 年度も 1 千 4 百万円余の運用益を得ている。今後も基金の安定的な管理、運用に努められたい。以上、意見を付して審査の結果を報告する。

以上で決算審査報告といたします。

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明を終わります。

ここで換気のため休憩をいたします。本会議の再開は 11 時 20 分といたします。

午前 11 時 06 分休憩

.....
午前 11 時 20 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

報告第 8 号、令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。報告第 8 について説明します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度の健全化判断比率及び資金不足比率について

別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日 提出、飯南町長。

ページめくってください。令和3年度決算健全化判断比率です。一般会計のみの実質赤字比率、特別会計も含めた連結実質赤字比率、ともに黒字決算のため該当ありません。実質公債費比率につきましては、健全化基準25%でありますけども、10%をきる9.4%。将来負担比率は、同じく350%の基準のところ45.5%。

下の表、令和3年度決算、資金不足比率です。病院事業会計以下各事業会計につきましては、いずれも資金不足はありません。

めくって次のページ以降、経営健全化審査意見書でございますけども、後ほど代表監査委員による報告がございます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で説明理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から町長に対して令和3年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見が提出されております。

審査意見について、監査委員の説明を求めます。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

それでは財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について述べます。

飯 監 第 1 1 号

令和4年8月29日

飯南町長 塚原 隆昭 様

飯南町監査委員 那須 照男

飯南町監査委員 安部 丘

令和3年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率を示す書類を、飯南町監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、審査したので次のとおり意見書を提出する。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 令和3年度 実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。値につきましては、下記表のとおりでございます。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	15.00	
②連結実質赤字比率	—	20.00	
③実質公債費比率	9.4	25.00	
④将来負担比率	45.5	350.00	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度は実質赤字額がないことから、実質赤字比率も算定されていないが今後も引き続き実質赤字を生じない財政運営を求める。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度は連結実質赤字額がないことから、連結実質赤字比率も算定されていないが、今後も引き続き連結実質赤字を生じない財政運営を求める。

③ 実質公債費比率について

単年度の実質公債費比率は令和2年度に比し0.8ポイント上昇したものの、令和3年度の実質公債費比率は9.4%となっており、前年度と比較すると1.0ポイント低下している。

早期健全化基準、健全団体とされる基準も下回っているが引き続き財政健全化に努めること。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は45.5%で、前年度と比較すると14.8ポイント下回っており、平成19年度以降、最も低い数値となっている。

早期健全化基準を下回っているが、町債残高が7年連続して増加し、総額109億2,700万円余となっていることに留意されたい。

(3) 是正改善を要する事項

中期財政計画見直し後の実質公債費比率の将来推計によると、今後は実質公債費比率が上昇傾向にあり、令和8年度には17%を超えると予測されている。

実質公債費比率の上昇抑制を図るためには、繰上償還の継続とともに、町債の発行の抑制が不可欠である。徹底した経費の削減に努めるとともに、優先度や事業効果を見極め、事業の抑制を図りながら慎重な財政運営に努められたい。

次に、

令和3年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の対象

(1) 算定対象会計

病院事業会計

簡易水道事業会計

下水道事業会計

(2) 令和3年度 資金不足比率

(3) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の概要

この公営企業経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資金不足比率については下記の表のとおりでございます。

記

(単位：%)

区分	令和2年度	経営健全化基準	備考
病院事業会計	—	20.0	
簡易水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

(2) 個別意見

令和3年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率は、いずれの会計とも他会計からの補助金が投入されているため資金不足額がなく、資金不足比率も算定されていない。今後とも経費の徹底した節減を図り経営の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

資金不足比率については、算定されていないものの、3会計とも他会計補助金に依存せず経営できる状況にはない。3会計とも多額の企業債償還残高を抱えており、この残高削減が今後の経営状況を大きく左右するものであり、繰上償還を含めた償還計画の見直しが喫緊の課題である。

次に、簡易水道事業会計。

水道管路の半数以上が耐用年数の40年以上経過し、近年、特に漏水が多発しており、管路の早期更新が必要である。経営指標からみても、健全経営を維持しながらの施設更新は、長期にわたることになる。早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画とあわせた整備計画を作成すべきである。

次に、下水道事業会計。

令和3年度は一般会計からの補助金が大幅に増加したことにより黒字決算となっているが、安定した経営状態にあるとは言い難い。

今後は施設の老朽化も進行するので、施設の維持管理費用の大幅増、多額の施設更新費用が見込まれる。

簡易水道事業と同様に、早急に経営戦略の見直しを図り、企業債償還計画と合わせた整備計画を作成すべきである。

.....

以上、普通会計の財政健全化審査意見、及び公営企業会計経営健全化審査意見の報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、説明を終わります。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度飯南町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第6号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和4年度飯南町一般会計補正予算（第3号）について。

処分年月日、令和4年8月10日。

令和4年9月6日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第6号。令和4年度飯南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ830万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ 84 億 4,555 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 10 日 専決。飯南町長。

続いて 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入です。

款、繰越金。既決額に 830 万円を追加し、2,795 万 9 千円。

歳入合計。既決額に 830 万円を追加し、84 億 4,555 万 8 千円。

続いて歳出。

款、災害復旧費。既決額に 830 万円を追加し、8 億 6,416 万 8 千円。

歳出合計。既決額に 830 万円を追加し、84 億 4,555 万 8 千円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして 4 ページ、総括の方です。歳入の方は説明を省略しまして、歳出の補正財源内訳の方をご覧ください。

本補正の財源 830 万円はすべて一般財源です。

めくっていただきまして、5 ページ、歳入の方です。款、項、ともに繰越金、目、前年度繰越金。今回補正は繰越金をもって充てております。

歳入の方は、説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。続いて歳出について説明します。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農林水産業施設災害復旧費。

農林水産業施設災害復旧応急復旧です。7 月の大雨による災害の査定設計書作成委託を行うための増額です。

続いて、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。公共土木施設災害復旧応急復旧。こちらも 7 月の大雨による災害の土砂撤去など応急復旧費、及び災害査定設計書作成委託料の増額です。これによりまして、早期復旧に努めてまいりたいと思います。承認第 6 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 55 号、飯南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 55 号について説明します。

飯南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出。飯南町長。

1 ページに制定文を付けておりますが、読み上げは省略します。2 ページをご覧ください。説明資料を付けております。

まず 1 つ目、提案理由です。企業版ふるさと納税の受け皿として、新たに基金を創設することで、寄附金活用事業の円滑な推進を図るため、条例を制定するものです。

2 つ目、条例の概要です。地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定しますまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、これがいわゆる企業版ふるさと納税になります。こちらを円滑に実施するため、「飯南町まち・ひと・しごと創生推進基金」を設置し、この基金を財源として事業を行うものです。先ほど制定文よみあげましたが、内容につきましては、既に制定しております基金条例をもとに作っております。

3 番目、施行期日です。公布の日としております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 56 号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。続いて議案第 56 号について説明します。

飯南町職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 31 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出。飯南町長。

ページをめくっていただき、4 ページをご覧ください。こちらの説明資料の方で行います。初めに提案理由ですけれども、島根県職員の育児休業等に関する制度の改正に準じて所要の改正を行うものです。

これはですね、男性の積極的な育児休暇を取得するための改正で、いわゆるパパ休というものの要件緩和であります。

その概要ですけれども、（１）非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和です。子の出生後 8 週間と 6 月を経過する日以後も任期のある非常勤職員について、子の出生後 8 週間以内の育児休業が取得できるように改めるもの。

（２）非常勤職員の子が、1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化をするものです。

ア、非常勤職員又は配偶者が、子が 1 歳に達する日まで育児休業を取得し、引き続き配偶者がその翌日から 1 歳 6 か月に達する日まで育児休業を取得している場合に、非常勤

職員は期間の途中から育児休業を取得できるよう改めるもの。

そしてイは、子が1歳6か月から2歳に達する日までの期間における育児休業はアと同様の取り扱いとなるよう改めるものです。

(3) その他の規定の整備につきましては、条ズレ等の修正であります。施行期日は、島根県同様令和4年10月1日とします。

次のページからは、新旧対照表ですが、いわゆる取得しやすく、かつ柔軟に対応できるように改められるものですが、なかなか先ほど説明した文章ではわかりにくいと思います。末尾の方にですね、その改正を取りまとめた表がありますのでご覧いただければと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第57号、令和4年度（3災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第57号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年飯南町条例第48号）に基づき、令和4年度（3災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）を別紙のとおり請負契約したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙です。

1. 工事名。令和4年度（3災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）。

1. 請負金額。金、51,590,000円。

1. 契約する相手の名称。有限会社渡辺建設。

1. 契約する相手の代表者の住所氏名。島根県飯石郡飯南町野萱2202番地2。有限会社渡辺建設。代表取締役 岩本弘一。

1. 契約の時期。飯南町議会の議決があり、かつ、受注者が契約の保証を付し、発注者が契約の保証を確認した日を本契約とする。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

工事名、落札者については、先ほど説明したとおりです。入札の日は、令和4年8月19日、金曜日、午前9時5分でした。落札金額は、4,690万円。入札の方法は、指名競争入札です。

下段には、入札指名者及び入札金額を記載しておりますのでご覧ください。入札率につきましては、97.83%でした。

落札金額に消費税相当額を加えた5,159万円が仮契約の金額となっております。

次ページに仮契約書を付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 58 号、財産（土地及びハウス等農業設備）の取得についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。議案第 58 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙です。

1. 取得の内容。

土地。所在地、飯石郡飯南町花栗 773-1。地目、山林。面積、27,921 m²。

ハウス等農業設備。ハウス 11 棟、ビニール一式、ポンプ施設一式、育苗箱 2 万枚。

1. 取得目的。飯南町育苗センターの運営。

1. 取得方法。随意契約。

1. 取得金額。10,158,914 円。内訳、土地 2,233,680 円。ハウス等農業設備 7,925,234 円。

1. 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町都加賀 854-1。有限会社つがか農園。代表 景山百合子。

2 ページ目をご覧ください。契約の状況をお手元の資料のとおりまとめております。ご確認ください。下の方にはですね、物件の取得金額の内訳を一覧でまとめております。あわせてご確認をお願いします。

次のページにはですね、取得地の上空からの航空写真の状況、それから取得するハウス、ビニール、それからポンプ施設、苗箱の写真を参考に載せております。

4 ページ目には、仮契約書の写しを載せております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は 13 時といたします。

午前 11 時 49 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。午前中に引き続き提案理由の説明を求

めます。

議案第 59 号、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 59 号について説明します。

令和 4 年度飯南町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,659 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 88 億 4,215 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日 提出。飯南町長。

2 ページ。第 1 表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に 9,596 万 3 千円を追加し、38 億 9,596 万 3 千円。

款、分担金及び負担金。既決額に 16 万円を追加し、5,250 万 1 千円。

款、国庫支出金。既決額に 7,783 万円を追加し、13 億 7,048 万 2 千円。

款、県支出金。既決額に 1,561 万 9 千円を追加し、7 億 2,928 万 8 千円。

款、寄付金。既決額に 200 万円を追加し、1 億 8,207 万円。

款、繰入金。既決額に 320 万円を追加し、6 億 4,350 万円。

款、繰越金。既決額に 1 億 5,546 万 5 千円を追加し、1 億 8,342 万 4 千円。

款、諸収入。既決額に 2,556 万 1 千円を追加し、1 億 6,542 万 7 千円。

款、町債。既決額に 2,080 万円を追加し、8 億 1,610 万円。

歳入合計。既決額に 3 億 9,659 万 8 千円を追加し、88 億 4,215 万 6 千円。

ページをおめくりください。3 ページ、歳出です。

款、総務費。既決額に 1,328 万 5 千円を追加し、13 億 743 万 9 千円。

款、民生費。既決額に 1,849 万 8 千円を追加し、13 億 5,161 万 1 千円。

款、衛生費。既決額に 563 万円を追加し、8 億 2,478 万 4 千円。

款、農林水産業費。既決額に 3,818 万 1 千円を追加し、13 億 1,741 万 8 千円。

款、商工費。既決額に 2,401 万 3 千円を追加し、3 億 4,355 万 7 千円。

款、土木費。既決額に309万5千円を追加し、6億4,080万3千円。

款、消防費。既決額から85万4千円を減額し、2億4,454万4千円。

款、教育費。既決額に35万2千円を追加し、4億7,903万6千円。

款、災害復旧費。既決額に4,457万円を追加し、9億873万8千円。

ページをおめくり下さい。

款、公債費。既決額に2億4,982万8千円を追加し、13億5,169万8千円。

歳出合計、既決額に3億9,659万8千円を追加し、88億4,215万6千円。

ページをおめくり下さい。第2表 債務負担行為補正。追加です。

事項、就業管理システム整備事業。期間、令和5年度から令和9年度まで。限度額、1,060万円。こちらは、就業管理システム5年間のリース契約により調達するためのものです。

ページをおめくり下さい。第3表 地方債補正。変更です。

起債の目的、定住促進対策事業債。変更前限度額に対し230万円増額し、変更後限度額8,940万円。こちらは八神里山住宅の建築工事、こちらの資材価格高騰による増額補正の財源とするものです。

起債の目的、臨時財政対策債。変更前限度額に対し380万円減額し、変更後限度額3,420万円。これは発行限度額の確定による減額です。

起債の目的、公園整備事業債。変更前限度額に対し130万円増額し、変更後限度額440万円。来島交流センターの子ども広場整備の増額分の財源とするものです。

起債の目的、道路事業債。変更前限度額に対し480万円増額し、変更後限度額9,050万円。除雪車の車庫建築工事の工事費増加などによるものでございます。

起債の目的、公営住宅建設事業債。変更前限度額に対し240万円増額し、変更後限度額2,000万円。古城団地の改修にあたって資材価格高騰による増額補正の財源とするものです。

起債の目的、農林水産施設災害復旧債。変更前限度額に対し80万円増額し、変更後限度額2,270万円。

続いて、公共土木施設災害復旧債。変更前限度額に対し1,300万円増額し、変更後限度額1億8千万円。

この2つは今年7月の大雨災害復旧工事の財源とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

よろしくお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。事項別明細書です。めくっていただきまして、8ページ、総括です。歳入の方は説明は省略し、歳出の補正財源内訳です。

国県支出金 4,439 万 5 千円。地方債 2,460 万円。その他特定財源 406 万円。一般財源 3 億 2,354 万 3 千円。

ページをめくっていただきまして 9 ページ、歳入です。

款、項、目、ともに地方交付税。普通交付税を今回の財源として充てています。

款、分担金及び負担金、項、分担金、目、災害復旧費分担金は、先般の大雨で被災しました農地、施設、それぞれ 1 カ所ずつの個人の分担金です。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、障がい者施設利用の増加によるもの。

目、災害復旧費国庫負担金は、先ほども言いました大雨に対する道路や河川への補助金。下のページです。項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、今回のコロナ対策、例えば飼料高騰対策などへの支援事業に充てるものです。

目、衛生費国庫補助金は、ワクチン接種への補助金。

目、土木費国庫補助金は、社交金の確定による減額と増額です。

次、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費県負担金は、先ほどと同様障がい者の利用施設の増加によるものです。

続く、項、県補助金、目、農林水産業費県補助金は、R 3 災ですが、林道復旧費の事業の増加によるものです。

目、商工費県補助金は、行政報告でもふれましたけども、企業誘致のための専門系事務職場誘致補助金で新たなものです。

めくっていただきまして、11 ページ。

目、災害復旧費県補助金は、先ほどらい言っております大雨災害に伴う補助金。

款、項、ともに寄付金、目、指定寄付金は、企業版ふるさと納税として 200 万円を見込むものです。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、若者女性応援基金繰入金は、先ほどの誘致企業、企業誘致に充てるものです。

その下、款、項ともに繰越金は、決算による繰越金を確定し、全額繰り込むものであります。

下のページの方、款、諸収入、項、目ともに雑入。広域連合他複数の並んでおりますけれども決算に伴う負担金の返還金であります。

続く、款、項ともに町債ですが、めくって 13 ページ。このいわゆる災害復旧債まで、今回充当する起債の一覧であります。それぞれ充当する事業の方は、概要 2 ページの方に記載しておりますのでご確認をください。

歳入につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。歳出の方です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。電算等臨時管理費につきましては、県の電子入札システムへ参加するための県への負担金です。

その下、目、財産管理費のその他町有財産臨時管理費は、役場の前の米倉庫の跡地を更地にしてお返しするということでしたが、アスファルト舗装にして駐車場として有効活用するものであります。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、支所費。来島拠点複合施設経常管理費については、来島交流センター大ホールの利用が増加したことに伴いまして、エアコンスイッチをホール内に移設工事を行うものです。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

目、企画費。広域連合負担金は、例規改正等によります負担金の増です。

C A T V事業経常負担金については、人事異動など人件費の増による負担金の増です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

国道 54 号活性化事業につきましては、道の駅頓原周辺エリア整備計画の策定に係る支援業務等の経費になります。こちら冒頭の行政報告でも触れておりますが、道の駅頓原平成 5 年オープン以来、地域情報の発信や拠点としての役割を果たしており、また観光（聞き取り不能）する重要な施設というように認識しております。

ただ、これが順次それぞれが施設が整備されていったこともありまして一体化に欠けること、また施設のそれぞれの経年劣化も見られまして、利用者が必ずしも満足できる状況にないというふうに判断しております。そうしたことから今年度中に関係団体と関係部署と集まりまして、今、策定委員会を立ち上げておりまして、年度内に整備計画を策定しつつ、来年度以降に対応ができるよう早急に対応したいというふうに考えております。そういったところも踏まえまして今回補正に予算を計上しているところであります。

続きまして、企業版ふるさと応援寄附促進事業。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税の支援サービスを利用する際の利用料を見込んでおり、その分を計上しております。

続きまして、目、地域振興費。定住促進住宅整備事業につきましては、八神里山住宅の建築工事に係ります資材価格の高騰によります増額です。

続きまして、飯南高校教育支援事業。こちらにつきましては、支援公用車の大型のガーラミオ、こちらがエンジンの不具合がありましてそちらの修繕費を見込んだ増額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

続いて 15 ページです。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国保会計

操出金及び目、老人福祉費、後期高齢会計操出金は、前年度繰越金確定による減額です。

○福祉事務所長（安部 農）

目、障がい者福祉費。障がい者福祉費臨時管理費は、福祉医療費、障がい者医療費等
国県あわせて 10 事業の令和 3 年度事業費確定に伴う補助金等の精算返納金による増額
です。

障がい者介護・訓練等給付費につきましては、4 月から在宅での生活が困難となった
方が、療養介護を利用されたり養護学校の卒業生が施設入所による生活介護等、福祉サ
ービス利用者の増に伴う増額です。

続きまして、障がい児通所支援事業につきましては、児童発達支援のサービス利用の
増に伴う増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉総務臨時管理費につい
ては、令和 3 年度の子育て世帯臨時給付金、また子育て世帯生活支援給付金、これ一人 10
万円と一人 5 万円の事業、2 本でございますが、児童数が見込み数よりも減少したこと
に伴う補助金の返還金です。

続いて子ども・子育て支援対策事業については、来島交流センターの来島地区の広場
子ども広場整備に係る増額で、フェンス整備工事の計画変更に伴う増額です。

続きまして、目、児童措置費。児童手当費は、令和 3 年度の児童手当交付金について
転入世帯の受給者変更に伴います給付実績による返還金です。

続きまして 16 ページをお願いします。目、児童福祉施設費。保育所共通臨時管理費は、
こちらも令和 3 年度子どものための教育・保育給付費負担金。広域入所に係る経費です
が、こちらの支給実績によります返還金です。

○福祉事務所長（安部 農）

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費につきましては、令和 3
年度事業費の確定による国庫負担金の精算返納金に伴う増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助
金については、特別会計で説明いたします。

○病院事務長（高橋 克裕）

介護保険サービス事業会計操出金につきましては、特別会計の方で説明いたします。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、4 回目接種の対象者拡大、
医療従事者等や期間延長に伴う報償金等の増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続いて 17 ページをお願いします。目、火葬場費。町営火葬場臨時管理費は、保守点検

に基づきます修繕費の増額で、当初計画しておりました焼却炉、台車、送風設備について当初の見込みよりも修繕費が増額となったものです。

続きまして、雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）については、三刀屋斎場に係るもので、人事異動に伴う人件費の増額と、光熱水費・燃料代の高騰に伴う増額です。

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金については、人事異動に伴う人件費の増額、並びにいいしクリーンセンターについて、施設の修繕費、また新可燃ごみ指定袋製作費等の増額です。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業施設費。農業活性化センター経常管理費は、故障箇所の修繕による増額です。

続いて18ページ。目、畜産業費。畜産経営緊急支援事業は、畜産飼料高騰に伴う緊急農家支援の実施による増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、目、農地費。下水道事業会計補助金農業集落排水については、特別会計で説明します。

○産業振興課長（植田 勉）

続いて、項、林業費、目、林業振興費。災害被害森林復旧対策事業は、森林作業道の災害復旧事業実施による増額です。

森林経営管理制度推進事業は、路網整備、保育間伐の事業実施料増による増額です。

続いて、目、造林費、町行造林事業は、町行造林地の伐採収益の分収金支払いによる増額です。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。誘致企業支援事業は、県の事業を（聞き取り不能）して、専門系事務職場を誘致するための支援業務を発注するものです。

次のページです。商工振興費。商業活性化重点支援事業は、プレミアム商品券発行事業と旅客タクシー支援事業、運送業支援事業として、タクシー支援事業と運送業支援事業につきましては、各事業所に燃料費の一部を支援する事業です。

目、観光費。憩いの郷衣掛臨時管理費は、事務室及び客室のウオシュレットの修繕です。

琴引きスキー場外臨時管理費は、琴引ビレッジ山荘のエアコンの修繕と給湯系ポンプの修繕です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路除雪事業につきましては、社会資本整備総合交付金額確定による財源変更です。

道路除雪事業施設整備につきましては、除雪車庫の整備に際し地盤改良工事が追加となったことと、資材価格高騰による工事費の増と、車庫周辺の舗装工事を追加することによる増です。

法面等災害防除事業につきましては、社会資本総合整備交付金額の確定による減額です。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金、公共下水道については特別会計で説明します。

続いて 20 ページ。項、住宅費、目、住宅管理費。公営住宅臨時管理費につきましては、雪害によります頓原団地物置屋根修繕を実施するための増です。

住宅店舗リフォーム等助成事業については、申請件数の増加見込みによります増額です。

続いて、目、住宅建設費。公営住宅建設事業につきましては、古城団地改修工事におきまして、資材価格高騰による工事費の増です。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

続いて、款、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）については、人事異動により人件費が減額になったことによる負担金の減です。

○教育次長（石飛 幹祐）

続きまして、款、教育費、項、保健体育費、目、保健体育総務費。保健体育総務臨時管理費ですが、志々トレーニングセンターのバスケットゴールの安全点検を実施するための委託料の増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて 21 ページ、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費。現年補助農地災害復旧事業につきましては、7 月の大雨災害によります農地 1 カ所の復旧工事費と事務費の増額です。

目、農業用施設災害復旧費。現年補助農業用施設災害復旧事業、こちらも 7 月の大雨災害によります農業用施設 1 カ所の復旧工事費並びに増高申請の事務委託費の増額です。

続いて、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。現年補助公共土木施設災害復旧につきましては、こちらも 7 月の大雨災害によります河川 2 カ所、道路 1 カ所の復旧に係る工事費と事務経費の増額です。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、款、項、公債費の方でありますけども、行政報告とか決算報告でも申し上げましたし、また監査委員からのご意見もあったように、安定した財政運営を行うために本年も繰上げ償還を行います。例年に比べ 1 億上積みして、約 2 億 5 千万を実施するものです。

歳出の説明については以上ですが、続いて下のページ、給与明細書の方です。

はじめに総括の方ですけれども、明細の方めくって次のページの方で説明します。23 ページ。明細の方です。

アの会計年度以外の職員、いわゆる一般職の方には異動はありません。

下のイの会計年度職員。職員数の方には変更ありませんけれども、歳出 16 ページでも説明しましたワクチン接種の職員について期間を延長するための報酬や手当額の増額が補正となっております。

議案第 59 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 60 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 61 号、令和 4 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。それでは議案第 60 号を説明します。

令和 4 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 289 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,261 万 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日 提出、飯南町長。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、国民健康保険料。既決額から 289 万 8 千円を減額し、7,463 万 5 千円。

款、繰入金。既決額から 635 万 5 千円を減額し、4,985 万 1 千円。

款、繰越金。既決額に 635 万 4 千円を増額し、635 万 5 千円。

歳入合計。既決額から 289 万 9 千円を減額し、6 億 5,261 万 6 千円。

続いて歳出です。同じく款の合計額を読み上げます。

款、総務費。財源変更にて金額の変更はありません。

款、基金積立金。既決額から 370 万 1 千円を減額し、183 万 6 千円。

款、諸支出金。既決額に 80 万 2 千円を追加し、110 万 6 千円。

歳出合計。既決額から 289 万 9 千円を減額し、6 億 5,261 万 6 千円。

続いて事項別明細書、4 ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源で

289 万 9 千円の減額です。

続いて 5 ページです。概要説明書は 6 ページです。

2. 歳入。款、項、国民健康保険料、目、一般被保険者国民健康保険料。医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分はいずれも本算定による減額です。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、前年度の繰越金の確定による減額です。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度繰越金の確定による増額です。

続いて、6 ページです。3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、連合会負担金。情報公社の負担金で財源変更です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金。前年度繰越金の確定及び保険料本算定などによる差額調整し減額です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金は、前年度分の県支出金精算還付金です。

説明は以上です。

続きまして、議案第 61 号を説明します。

令和 4 年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日 提出、飯南町長。

2 ページです。

第 1 表、歳入予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、繰入金。既決額から 18 万 5 千円を減額し、1 億 2,352 万 5 千円。

款、繰越金。既決額に 18 万 5 千円を増額し、18 万 6 千円。

歳入合計、1 億 8,133 万 7 千円。

続きまして事項別明細書、4 ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、次 5 ページです。概要説明資料は 7 ページです。

2. 歳入。款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、療養給付費繰入金。前年度繰越金の確定による減額です。

款、項、目、繰越金は、前年度の繰越金確定による増額です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 62 号、令和 4 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）及び、議案第 63 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。それでは議案第 62 号について説明いたします。

令和 4 年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,418 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表、歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 6 日 提出、飯南町長。

2 ページです。第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入。款について読み上げます。

款、繰入金。既決額から 339 万 5 千円を減額し、241 万 8 千円。

款、繰越金。既決額に 440 万 2 千円を追加し、440 万 3 千円。

歳入合計。既決額に 100 万 7 千円を追加し、3,418 万 2 千円。

歳出。款、訪問看護事業費。既決額に 100 万 7 千円を追加し、3,398 万 2 千円。

歳出合計。既決額に 100 万 7 千円を追加し、3,418 万 2 千円。

次のページから事項別明細書です。4 ページです。

1. 総括。歳入につきましては説明を省略します。歳出。補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

5 ページご覧ください。2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。前年度繰越金の確定により増額がありましたので、一般会計繰入金を減額するものです。

款、項、目、繰越金です。前年度の決算により繰越金が確定して増額するものです。

6 ページ。3. 歳出。款、項、目、訪問看護事業費です。会計年度任用職員として理学療法士 1 名を採用しておりますので、こちらにかかる人件費等を増額しております。

7 ページから、給与費明細書付けておりますが、一般会計に準じて作成しておりますので説明は省略し、ご覧いただきたいと思います。議案第 62 号については以上です。

続きまして、議案第 63 号について説明します。

第 1 条 令和 4 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第 1 款、病院事業収益。既決予定額に 929 万 8 千円を追加し、10 億 4,898 万 6 千円。第 1 項、医業収益。既決予定額に 347 万 2 千円を追加し、7 億 4,682 万 5 千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に582万6千円を追加し、3億216万1千円。

令和4年9月6日 提出。飯南町長。

2ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入。収入です。

目、その他医業収益。既決予定額に347万2千円を追加し、6,100万6千円。

目、補助金。既決予定額に582万6千円を追加し、712万7千円。

3ページ、明細書です。目のその他医業収益につきましては、医療相談収益として新型コロナウイルス感染症の方の自宅療養者ですね、こちらに係る医学管理、健康管理の業務委託料を増額しております。

目、補助金の方ですが、こちらの方は、新型コロナウイルス感染症対策に係る病床確保の補助金と、また防護具等の購入に係る補助金の方、こちらの方で増額しております。

4ページ以降、付属の資料を付けておりますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第64号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）及び、議案第65号、令和4年度飯南町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第64号について説明します。

第1条 令和4年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、簡易水道事業費用。既決予定額に283万7千円を追加し、2億5,848万7千円。第1項、営業費用。既決予定額に129万8千円を追加し、2億4,029万8千円。

第2項、営業外費用。既決予定額に153万9千円を追加し、1,768万9千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,290万1千円は、当年度分損益勘定留保資金3,290万1千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に1,783万7千円を追加し、9,760万2千円。

第1項、企業債。既決予定額に600万円を追加し、600万円。

第3項、負担金及び受託金。既決予定額に896万7千円を追加し、948万2千円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額に287万円を追加し、8,082万円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に1,500万円を追加し、1億3,050万3千円。

第1項、建設改良費。既決予定額に1,500万円を追加し、1,882万8千円。

2 ページです。第 4 条。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業。限度額、600万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

令和 4 年 9 月 6 日 提出。飯南町長。

次に 3 ページです。実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。(支出)。

目、水道事業管理費。既決予定額に129万 8 千円を追加し、5,967万 1 千円。

目、消費税。既決予定額に153万 9 千円を追加し、154万円。

2. 資本的収入及び支出。(収入)。

目、企業債。既決予定額に600万円を追加し、600万円。

目、工事負担金。既決予定額に896万 7 千円を追加し、948万 2 千円。

目、一般会計出資金。既決予定額に287万円を追加し、8,082万円。

(支出)

目、建設改良費。既決予定額に1,500万円を追加し、1,882万 8 千円。

次に 4 ページです。補正予算明細書です。

1. 収益的支出。工事請負費につきましては、頓原浄水場送水ポンプの台板取替えを行うための増額です。

支払消費税につきましては、消費税額確定による増額です。

次に 5 ページ、資本的収入及び支出です。収入の方、企業債ですが、赤名川防災安全交付金工事に伴う水道管支障移転工事に係る起債の増額です。

工事負担金につきましては、赤名川防災安全交付金工事に伴う支障移転の県からの補償費を受けるための増額です。

一般会計出資金につきましては、この支障移転工事に係る一般会計からの繰入金です。

支出。工事請負費につきましては、赤名川防災安全交付金工事に伴う水道管支障移転工事を実施するための増額です。

次の 6 ページ以降、予定キャッシュフロー計算書等の付属説明資料につきましては、ご覧いただきたいと思います。議案第64号の説明は以上です。

続きまして、議案第65号について説明します。

第 1 条 令和 4 年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、下水道事業収益。既決予定額に 602 万 6 千円を追加し、2 億 6,461 万

9千円。第2項。営業外収益。既決予定額に602万6千円を追加し、1億7,369万4千円。

支出。第1款、下水道事業費用。既決予定額に121万円を追加し、2億8,949万円。
第1項、営業費用。既決予定額に121万円を追加し、2億6,054万5千円。

第3条 予算第4条文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,337万3千円は、当年度分損益勘定留保資金4,337万3千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に2,662万4千円を追加し、2億440万円。
第1項、企業債。既決予定額に860万円を追加し、6,380万円。

第3項、負担金及び受託金。既決予定額に2,278万6千円を追加し、2,307万2千円。
第5項、一般会計出資金。既決予定額から476万2千円を減額し、1億914万4千円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に3,144万円を追加し、2億4,777万3千円。
第1項、建設改良費。既決予定額に3,144万円を追加し、5,403万8千円。

次に2ページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。
限度額の変更です。起債の目的、下水道事業。変更前の限度額に対し、860万円を追加し、変更後限度額2,090万円。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じです。
令和4年9月6日 提出。飯南町長。

次に3ページ、実施計画書です。目について説明します。

収益的収入及び支出。(収入)。

目、雑収益。既決予定額に292万6千円を追加し、293万円。

目、消費税還付金。既決予定額に310万円を追加し、310万1千円。

(支出)

目、農業集落排水管理費。既決予定額に121万円を追加し、988万円。

次に4ページ。資本的収入及び支出です。(収入)。

目、企業債。既決予定額に860万円を追加し、6,380万円。

目、工事負担金。既決予定額に2,278万6千円を追加し、2,307万2千円。

目、一般会計出資金。既決予定額から476万2千円を減額し、1億914万4千円。

(支出)

目、建設改良費。既決予定額に3,144万円を追加し、5,403万8千円。

次5ページ、補正予算明細書です。

収益的収入及び支出。雑収益につきましては、雲南広域連合の決算によります負担金の返還金確定による増額です。

消費税還付金につきましては、還付消費税額の確定による増額です。

支出。工事請負費につきましては、農業集落排水における八神中継ポンプ9号機の取

替え工事を実施するための増額です。

続いて6ページ、資本的収入及び支出です。

(収入) 企業債につきましては、赤名川防災安全交付金工事に伴う下水道管支障移転工事に伴う起債の増額です。

工事負担金につきましては、同じく赤名川防災安全交付金工事に伴う支障移転に対する県からの補償費をうけるための増額です。

一般会計出資金につきましては、公共下水道につきましては、雲南広域連合からの還付金、消費税の還付金に伴う減額です。

農業集落排水につきましては、ポンプ取替え工事に係る一般会計からの繰入金の増です。

(支出) 建設改良費につきましては、赤名川防災安全交付金工事に伴う下水道管支障移転の設計業務委託費並びに工事費の増額です。

次、8ページ以降、予定キャッシュフロー計算書等の付属説明資料の方添付しておりますのでご覧ください。議案第65号の説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、提案理由の説明を終わります。ここで休憩をいたします。本会議の再開は14時10分といたします。換気をお願いします。

午後1時53分休憩

午後2時09分再開

日程第8 質疑

○議長(早樋 徹雄) 本会議を再開いたします。

日程第8、これより質疑を行います。

はじめに、認定第1号、令和3年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

はじめに、一般会計については歳入についてから質疑を行います。歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、一般会計歳出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、各特別会計および各公営企業会計について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

本件については、委員会条例第5条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査といたしたいと思います。設置の詳細につきましては別紙決議のとおりです。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって本件については6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により各常任委員会から3名ずつ選任をお願いいたします。

その間暫時休憩といたします。

午後2時12分休憩

.....
午後2時21分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員の選任については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。事務局長に名簿を朗読させます。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） はい。

それでは、決算審査特別委員会委員名簿、役職名、議席番号、氏名の順に朗読いたします。

委員、2番、伊藤好晴議員。委員、5番、高橋英次議員。委員、6番、安部誠也議員。委員、7番、景山登美男議員。委員、9番、平石玲児議員。委員、10番、戸谷ひとみ議員。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。ただ今の朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員の選任については、お手元の名簿のとおり決定をいたしました。

ここで正副委員長の互選を行うため暫時休憩といたします。

午後 2 時 2 2 分休憩

午後 2 時 3 1 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、事務局長から発表いたします。

高木事務局長。

○議会事務局長（高木 ゆかり） はい。

それでは報告いたします。決算審査特別委員会委員長、7 番、景山登美男議員。副委員長、6 番、安部誠也議員。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上のとおり決定をいたしました。

質疑を続けます。

次に、報告第 8 号、令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 55 号、飯南町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい、2 番。

お尋ねします。一つはですね、この男性職員の積極的な育児休業取得を目指してということだと思えますけれども、男性職員の育児休暇を取った実績、対象になる数と実際に取得された数、人数ですけども、それを教えていただけませんか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

ご質問の内容ですけども、実績については1名存在しますが、対象となる数というのは現在把握しておりませんので、現時点でもかまわないということなら、現時点の数をまとめて、また議会の場で説明いたします。以上です。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい。

これまで実際に休暇を取られた男性職員は一人ということです。それでなかなか取得が進んでいないということで、島根県も考えてこの条例を変えてみようということで今回の条例改正に繋がってきていると思うんですけども、男性職員に育児休暇を取ってもらうということの一つの壁というものがあると思うんですよ。

今までの社会の風潮、育児は女性に任せるところがですね、なかなか払拭されないということで、周りの雰囲気見ておるとその休暇を取るような感じでないということで躊躇してしまう。そこに一つの大きな原因がありはしないかと私は思っておりまして、まず町役場全体で男性職員が育児中に休業するというのが当たり前の雰囲気をかもし出すという努力が必要ではないかと思っておりますが、そこらへんの取り組みは進めておられますか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

（聞き取り不能）のかもし出すという件ですけども、組合交渉の中でもよく議題となります。積極的に取得しなさい、取得を組合としても促すようにということで、周知は、もちろんしておるところですけども、先ほどらい議員おっしゃるように、実績が伴っていないというのは何かのハードルというのがありますので、今度こうした条例改正をつめ

てですね、そういった組合との、あるいは職員との中でも、何がハードルで何が一番取りにくいのかというのは実際に調べてみたいと思います。ご提案ありがとうございます。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

今、総務課長お答えいただいたそのとおりだと思うんです。それでやっぱり条例をいくら変えてもそこらへんがきちんとされなければ、前進まないというのが現実だと思いますので期待しております。答弁はいいです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部 丘議員。

○8番（安部 丘） はい、8番。

13 ページに添付資料ということで、添付いただいているんですけども、※1、※2、※3とあって、その説明がございませんので追加資料で提出をいただければと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

確かに※の但し書きがないですので、先ほど2番議員の対象となる数にあわせて説明するときに、この但し書きの方ご提示したいと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） それでは後ほどということでよろしゅうございますか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号、令和4年度（3災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号、財産（土地及びハウス等農業設備）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部 丘議員。

○8 番（安部 丘） はい、8 番。

別紙 1 ページ目ですけれども、地目が、まず山林となっておりますが、これ地目変更されるご予定があるかないか。

それともう 1 点、今現状はビニールハウスをですね育苗が終わった後にご利用されている農業者がいらっしゃいます。これ公共施設に今度なるわけで、公共施設になると設
管条例でそういうところを定められるおつもりがあるかないか。また、公平性というの
も担保しなきゃいけないので、既得権益として同じ人がずっと借り続けるというこ
とではなくて公平性をどうやって担保するか、このあたりについてご答弁願います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

まず土地の山林の取得でございますけども、地目はこのまま、山林のままで（聞き取
り不能）していきたいと思っております。

それから、今現状でハウスを活用されている農業者さんがいらっしゃいますが、現在
その来年以降使っていただけるかどうかという確認整理をしております、そのご意
向等聞きながら必要に応じて、活用していただく場合には条例等検討していきたいと思
っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 59 号、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）を議題として質疑を
行います。はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部 丘議員。

○8 番（安部 丘） はい、8 番。

歳入でですね、企業版ふるさと応援寄附金が歳入としてあがっております。この度は、
直接こういう形で今現状は利用されるような形になってますけども、基金をこの度創設
されておると思っています。条例でこの度議案にでた 55 号ですかね。基金を創設されて
おると思います。これから先、基金に一旦プールしてそれを使われるようにするおつも
りなのか。ふるさと納税と一緒にすよね。それだと。そういうようにされるつもりなの

か。それとも基金の使い道他にあるのであれば教えていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

企業版ふるさと応援寄附金につきましては、当初は年度内の執行というのでも考えておりましたが、寄附者によっては、例えば大口の寄附があつて2カ年にまたがって運用していただきたいというような要望等があつた際には、基金等整備する必要があるということで今回条例も制定させていただきました。

その寄附者の事情等も聴きながらそういった柔軟にできるように対応していきたいというふうに思っております。

事業の内容につきましては、再生計画というのを国に認定いただいておりますので、その事業内容につきましては、飯南町の総合戦略に基づいた内容になっておりますので、今の既存の事業の計画の中で運用していきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて歳出について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい、2番。

質疑というよりも質問なんですけれども、予算書の14ページ、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費のところに載っておりますその他町有財産臨時管理費。ちょっと、このところが説明がよく理解できなくてですね、川沿いの米倉庫のところのことだと思うんですけれども、あの土地は借地だったんですか。

その倉庫が老朽化で撤去してということだったです。更地にして返すということだったんですけども、今日の説明では舗装して駐車場として利用するということだったと思いますけれども。

そうすると、返還せずにそのまま町が使わしてもらうという理解でよろしいですか。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

そのとおり、お見込みのとおりであります。引き続き、借地として今後借りたいと考えています。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

舗装して駐車場ということだったですけども、実際、今課長の頭の中にあるのは、
どういう車を駐める駐車場ということでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

想定としては、赤名保育所の職員の駐車場。現在役場の職員の駐車場にとめておりまして、国道を横断しなくてはならないということもありまして、まずそれが第1。
それから商工会の方からも要望がございまして、職員や来客の駐車場として活用できる
のなら使わせてほしいというこの2点があって、駐車場と考えています。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

関連してですけど、さっきの件ですけども、この駐車場というか土地が、上の水路から
水があふれるようなとこなんで、駐車場として利用するのが適当かどうか。

また、線を引いたりしてやるのかお願いします。伊藤さんにだいぶ質問されたんで、
わかりました。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

白線を引く予定はありません。以上です。

水路の件については、確認していますが、災害有事の時には注意喚起も含めて、基本的
には身内がとめる駐車場ということで理解しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山 登美男） はい。7番。

19 ページにあります土木費、道路橋梁費の中の法面等災害防除事業、先ほど交付金額確定による減ということで、皆減という形になっておりますけれども、どういふことでしょうか。やらなくてよくなったわけではないと思うんですけども、そのへんの事情を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

7 番議員のご質問にお答えします。社会資本総合整備交付金の要望として、今年度、この事業を実施するということで要望しておりましたが、この交付金の内示確定の段階で今年度要望していた額がすべて交付内示が受けられなかったというところで、そうした中で取捨選択どうするかというところで、その中でこの法面等災害防除事業、こちらについては、法面の設計というところでこちらの方を今回中止をして先送りということで、このたび皆減という形で補正をさせていただいております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） 5 番。

3 点お伺いしたいと思います。

まず 14 ページ、2 款 1 項 8 目、地域振興費でございますが、定住促進住宅整備事業 300 万円ですね。資材が高くなったという説明だったかと思いますが、すべて平均的に単価も上がっているんでしょうが、特に際立って上がったというような資材があれば、わかれば教えていただきたいということと。

次の飯南高校教育支援事業です。バスのエンジンがどうのこうのと伺いたんですが、これはエンジンが故障したのであれば、これは使用上不備があつて故障したのか、それとも構造上の問題があつて故障したのかということをお伺いしたいと思います。

更にもう 1 点でございますが、17 ページ、4 款 1 項 5 目ですよね、火葬場費。点検による、点検したらどこか修繕しないといけんところがあったということだと思いますが、その修繕箇所ですね、どのようなところをどのように修繕しなくてはならなかったのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

定住促進住宅の関係の資材の高騰につきましては、これがというのが特にないんですが、例えば浴槽でありますとかそういった内装の部品であるとか、木材の方も価格が高騰しているということで分量としては木材の量が多かったかなと思っておりますが、全体的にあがっているという状況にあります。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 門脇まちづくり推進課総括監。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子） 番外。

先ほどの飯南高校のバスの件ですけれども、エンジンの構造上かどうかということですけれども、それも調べまして確認していきたく思っておりますので、今はっきりお答えすることができません。申し訳ありません。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

火葬場の修繕箇所についてご質問いただきました。火葬場の修繕箇所については、当初予算の方にもあげておりました送風設備ですね、冷やすための送風設備。それから棺を送り込む台車、それから焼却炉の内部について修繕をおこなうものです。

昨年度町内で1件火災がございまして2名お亡くなりになられたことがございました。この火葬について2件続けて行ったところなんですけれども、こちらの火葬によりまして焼却炉の内部、それから台車等の損傷が当初の見込みよりも激しくなっておりまして、この度の保守点検によりまして、もう少し修繕費が必要だということで結果が出ておりますので、それに基づく増額をお願いしたいと思っております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） 5番。

先ほどの火葬場のことですが、理由はわかりましたが、そもそも、もう大規模な改修自体が必要じゃないかと、次々そうした小さなことが出てくるんですが、そういう計画とか見込みとか想定とか、大規模な改修ですよね。考えておられるかどうか、計画にあるかどうか、心の中にあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

火葬場の大規模改修につきましては、これまでも何度か長寿命化ということで工事を、修繕を繰り返しながら長寿命化を図ってきております。現在の火葬の件数が年間50件程度ということで、それらの今後の推移といいますか、見込み等も考えながら（聞き取り

不能) 斎場の状況とかも見ながらですね将来的な計画について、また、今後検討したいと思っております。現在のところは今ある施設を修繕しながら長寿命化を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長(早樋 徹雄) よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 7番、景山議員。

○7番(景山 登美男) はい。7番。

20ページの教育費のところの保健体育総務臨時管理費委託料ですけども、先ほど説明で志々トレセンのバスケットゴール点検ということで、点検という言葉が曖昧というかあれなんですけども、修繕ではないということが一つ推測できますが、その点検ということになると町内にもバスケットゴールたくさんあるじゃないかと思えますけども、それを点検することじゃなくて、ここ志々トレセンだけを点検することに至った理由と言いますか。それと委託料ということで、どういうところへ委託して点検されるかということをおわせてお願いいたします。

○議長(早樋 徹雄) 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長(石飛 幹祐) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 石飛教育次長。

○教育次長(石飛 幹祐) 番外。

こちらにつきましては、令和3年のところで、他県の方でバスケットゴールが落下する事故がありまして、国の方より注意喚起の文書が届いておりました。

令和4年当初予算の方でこの志々トレーニングセンターを除く学校施設につきましては、点検の予算化をさせていただいて、安全点検の予算化をさせていただいております。この志々トレーニングセンターにつきましても、社会体育施設でしたけれども、学校の子どもたちが使っておりまして、今回漏れておりましてので補正させていただきたいと思っております。

点検につきましては、専門業者がレッカー状況など点検するというところで、委託料としております。

○議長(早樋 徹雄) よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 8番、安部 丘議員。

○8番(安部 丘) はい。

4点ほど質問させてください。

まず1点目。14ページ、第2款、第1項、第7目で、国道54号活性化事業311万8

千円。これは、先ほど、一体感に欠ける、あるいは老朽化している施設なので計画を作成して更新したいということであったと思います。年内に計画をまとめたいというお話だったと思います。年内にまとめるのはあと3カ月ぐらいしかないんですけども、これを節の中身でいきますと、委託料ということで298万6千円ですかね。あがっております。ほとんど委託で賄うとされているようなんですけども、3カ月の委託で300万円弱の委託、委託内容どのようなもので考えておられるか、そこと期間の（聞き取り不能）ご説明いただけますでしょうか。それが1点目。

2点目は、18ページ。第7款、第1項、誘致企業支援事業、先ほどの企業版ふるさと納税なんですけれども、594万円の予算をかけて誘致企業を求めるというか、結局委託になっているんでコンサルか何かにその誘致企業の提案をいただくことになるんだろうと思うんですけども、先ほど企業版ふるさと納税で、納税いただいた方に100万、これから基金から残りの分を捻出して予算立てをされていると思いますけれども、違いますか。すみません。予算立ての内容の確認をさせていただくのと、コンサルを委託する企業と、それから納税された企業との関係性はないのかどうか。そこも確認をさせていただきます。それが2点目でございます。

それから3点目は、商業活性化重点支援施策1,590万円、同じ項なんですけども次のページになりますけども、その中でプレミアム商品券の発行というのがございます。購入できる総額、上限があると思うんですけども、今現状は年1回一時期の発行に限られていると思いますが、そうするとですね、所得のある人、あるいは貯えのある人じゃないとそれを購入できないということになるかと思います。毎月毎月、例えば毎月1回買えるような形にしてあれば、上限が当然決まっているんで、そうすれば購入できる所得層の方が増えるんじゃないかと思います。どちらかというと、そういう市民に均等に權益が受けれるような制度に見直すようなおつもりはございませんでしょうか。それが3点目。

それから4点目は、21ページになります。公債費。公債費で2億4,500万弱繰上げ償還されるご予定になってますけれども、財源が一般財源から繰り出されて返済するような計画になっています。昨年3年度の決算の中で減債基金にかなりの額を積み立てていますが、基金を使わずに一般財源から捻出する、逆に言えば一般財源でそれだけ遊び金があったということになるんですけれども、それであればもっと別の事業を活用されたいかと思いますが、それについてのご答弁をお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の4点の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

まず、目、企画費の国道54号活性化事業の委託費の件です。すみません、私の説明が

少し聞きとりにくかったかもしれません。年度内でのまず委託を考えておりまして、当初は、本来でしたら当初予算にのせれるように年内での計画も考えておったんですけども、いろいろな課題がある中でなかなか年内では難しいと思ひまして、年度内での計画を考えております。今のところ委員会をあと5回程度は開催しようと思ひておりまして、そこにおけます支援でありますとか計画、策定への助言等、そういった技術的な支援等をいただきたいと思ひております。

また、若干ではありますが、その委員会で近隣の県内であるとか、近隣の道の駅等視察しながらですね、よりよい計画にしていきたいと思ひております。

もう1点のですね、誘致企業支援事業につきましては、こちらの方は産業振興課の所管で、今回のまちづくりでの企業版ふるさと納税には直接関係はしてないかとは思ひますが、まずは説明を産業振興課の方からさせていただきます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

ご質問ありました誘致企業の関係ですけども、こちらの方の財源の方は、県の中山間地域等専門系事務職場の補助金と、若者女性応援基金の繰入金でこの事業をやろうと思ひておりますので、企業版ふるさと納税の企業との関係は一切ないですし、この業務委託自体もプロポーサル方式で業務委託を検討しておりますので関係はございません。

それから、プレミアム商品券の発行について、毎月買えるような仕組みづくりという意見もお伺いいたしました。今回のプレミアム商品券につきましては、そういった毎月という検討はしてなかったんですけども、なかなかプレミアム商品券自体の使用期限というものもありますので、できれば販売の手間等々考えると、ある程度の販売期間は設けるにしてもなかなか毎月販売というのは、今、考えてないところで、今後の検討にさせていただきますと思ひます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

最後の4つ目の質問、公債費、繰上げ償還、今回2億4490万円ということが一般財源云々ということですけども、この件については、財源が一般財源と繰越金を充てております。行政報告でもふれておりますけども、1億8000万余の繰越金が出たのは、理由は交付金が例年に比べて十分にあったということです。

ただ、手法ですけども、一旦財調に積み立てた。それをまた取崩してこちらに充てるという手法でありますけども、これ町長とも協議したうえで一般財源を充てても、繰り返しになりますけども起債事業の抑制と繰上げ償還何より大事というところでここへ今回、一旦積み立てずにここへ直接一般財源を充てているところです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤好晴議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい。2 番。

なかなか聞きにくい話なんですけれども、先ほど 5 番議員が質疑された 14 ページの定住促進住宅整備事業に関わってですが、材料高騰ということで工事請負費があがるという説明だったと思いますけれども、これなかなかね、町民のみなさん納得できないと思うんですよ。そもそも入札をして私この金額でこの仕事やりますよと言って約束をして契約をしたわけですよ。材料費があがったと、業者の責任ではないかもしれませんが、それを工事費に上乗せする。ここのところが明確な理由をもたないとなかなか町民のみなさん納得されないと思いますけれども、そこらへんはどういう考え方をしておられますか。いうとね、来月更に上がるんですよ。原材料費。これはもう経済界予測してましてですね、ですから材料があがったということで、どんどんまた膨れていくという格好になっていくと思いますので、きりがなくなると。いうことなんですけれども、そこらへんの基本的な考え方はどうですか。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

今回補正させていただきました補正内容、先ほど申しましたとおり資材費の高騰ということで説明させてもらっておりますが、この事業も債務負担行為を起こしながら早めに執行していこうということで進めていったところもあります。なかなか初めての建築物ということで、変更等もありました。設計等の変更もありました。そういったところもあって更にご存じのように世界的な物価の高騰というののもあって、どうしても抑えられないところもありました。

今、今回補正させていただきましたのは、今把握している変更内容すべてを洗い出して、これ以上ないようにしていこうということでやったもので、どうしてもこの 300 万だけは足りないということで計上させていただきました。ですので、これ以上がないように進めるということで考えております。

○2 番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） はい。

今の答弁の中でね、初めての工法なのでという言葉がありましたよね。こんなもの理由になるんですか。その工法というのは仕様書の中にあるでしょ。それを請けたんでし

よ。だから初めてさばった工事だからこういうことやったことがないんだと。だから時間がかかるかもしれない。なんぼかかるかわからん。それ請けちゃいけんですわね。入札をして落札をした、それで工事契約を結んだ、だったら責任持ってやらないといけない。そんなことを理由にしておったら契約なくなりますよ。そう思わないですか。あくまでも何のために工事契約結ぶのか。ここで、議決までして。それをそういうことで変更する、これは私は許さない。そんな理由が通るんだったら、ちまたであります、そういうことが。あくまでも工事請負契約したと、その中でやるべきなんですよ。それをここに予算出して通ればいいぐらいの話になってしまうと、何のために（聞き取り不能）したかになりますよ。委員会でもいろいろあったと思いますよ。1、2回（聞き取り不能）よね。だけでもそこで議論したことがみんな何にもなくなる。そこで議会で話をしたこと、それを基に議会は議決するわけだからそれ守ってもらわないといけん。ただ、初めての工法だから慣れんとかね、そんなことは理由にならない。そこらへんをはっきりしていただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩をいたします。

午後3時13分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

先ほどの説明の中で私の方が初めての工事だということと言った言葉につきましては、少し正しい答弁ではなかったと思います。訂正させていただきます。

工事を進める中で、どうしても飯南町という場所の条件に合わせてですね、どうしても強度を増していきたいという変更であるとか、そういったところの変更の中でそういった部材の変更とかで、それによって資材の高騰に伴う変更、あるいは先ほど言いましたように、どうしても請負業者ではどうにもならなかったそういった世界情勢の物価の変動、そういったところにつきましては、こちらは受注者と発注者の間でどうにもならないということで対応することは可能だというふうに思っておりますので、そこの方はどうしても請負業者ではどうにもならなかった情勢につきましては、ご理解いただきたいと思います。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

もうこれ言いませんけども、本来ならばそういうことで予算化しないといけんと、もっとお金がかかるんだということであれば、もうちょっと事前に全員協議会とかはあるわけでしょ。今、こんなことで困っておりますと。それで増額したいと思うんですけどもとかいう話、全協でやらなくても審査した常任委員会でもいいですわね。やっぱりねそこらへんをね、ていねいな対応してもらわないとほんとに怒りますよ。だから後の議論はおそらく予算委員会に付託されますので、予算委員会の審議の中に任せたいと思いますけれども。

それと議長にお願いですけども、今言葉遣いがという話でね、適当でなかったという話になったんですけども、職員が議会で説明するときに先ほどの言葉は、すぐに訂正される分ならよしにしてもですね、指摘されてからなおすようではだめなんですよ。ですから言葉を選んできちんと説明をしてくれというふうにご注意いただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（早樋 徹雄） 他に一般会計歳出についてはありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） はい、3番。

時間が押しているので端的に2点ほど。

1つは、54号活性化のところですけども、これについてこの中にいわゆる協力隊はありますよね、54号活性化の。このへんどのように関わっておられるのか。むしろこれ関わっていただいてしっかり活動していただける場面なのかなという意味合いで、そのへんどうされているのかということが1点。

もう1点は、先ほど同僚議員何点かありました質問の、例の定住促進の関係のところですけども、先ほど答弁の中で、部材の変更ということがあげられました。それは実際問題、担当課として把握されていたのかがわからない。私は、この板倉構法というのは興味があったんで立ち上げの時、棟上げされる時に行ってみたんです。どういう構法でやられるのかなと。1つは積雪に耐えられるのかみたいなところがあったんですが、強度は全く心配がないと。その中ですごく違和感があったんですよ。ここはなんでこんなもの使っているのかみたいなのが見えました。実際。ここ変わったんだろうなというのが。だけど、そのことを担当課として把握されてその今の価格変更のところへきちんと結びつけているのかどうかは私にはよくわからない。どこをどのように変更されたのかを把握されているんですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

まず、54号活性化事業の中の、今回の道の駅とんぼらの計画につきましては、アクションプランの会長である作野教授からの提案はありました。ですが、今回につきましては、町としてしっかりやっていこうということで町の職員が入って事務局としてやっております。54号の協力隊につきましては、今回のこの計画の検討の中では情報共有はもちろんでございますが、実際の事務局としては入っておりません。ただ、他の54号の活性化の業務の中では十分活躍いただいております。

2点目の板倉住宅の変更点のところですけど、細々としたところもありますが、大きくはですね、床材の強度といいますか、そういったところの木材の増加があったかと思います。また、梁をですね、杉で予定していたんですけど、少し杉が足りないということでそれをヒノキに変えたということもあります。そういったところで細かいところもありますが、そうした変更があったところもあるんですが、総体的にはそもそもの材料費の高騰というのもあって、メインはそちらだと思っておりますが、変更も何点かあったということは確認しております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい、5番。

私は教育経済の方なので、総務厚生の方の委員会に立ち入ることができませんので、この際端的に聞いておきますが、またまちづくり推進課になりますが、先ほどの国道54号活性化事業です。

そもそも何をもって活性化と定義されているのか、これ1点、お伺いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

こちらの54号活性化につきましては、少し古くなりますが、尾道松江線ができてから国道54号の往来が少なくなっていく、そういったところの危惧からこの住民の方が集まってるいろんなまちづくりの中で、いろんな取り組みに住民参画の中での位置付けで入っていただいております。もちろん事業所の方も入っております。そういったところで54号の国道の量は減っておりますが、どういったことができるかということのソフト的な検討、取り組みをいただいております。そこに町としても補助しているというところでもあります。例えば今でしたら、いいなんナビというホームページも作っていただいた

り、道の駅だけでなく、町内の冬のスノーキャンドルとかですね、そういった町民の方に元気を与えていただけるような企画等も考えていただいております。

町としてもそういったところ、取り組みは大事にしていきながらまちづくりを進めていきたいと思っております。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

聞いてしまったのでお尋ねしますが、町民のために活性化をして喜んでいただくというようなニュアンスの答弁だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

間違っはっておりません。町民の方に元気になっていただくということですが、まずはこの54号を軸としたそういう取り組みということで、その活性化の一つというふうに理解いただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） それではですね、先ほど2番議員、あるいは3番議員から質疑がありました関係で、みなさんで諮りいたしたいと思えます。

まず、300万円のきちんとした根拠をですね、資料として議会の方へ提出をしていただくと。大きく変更せざるを得ない内容についてきちんとわかるように資料を出していただくということ。

それから、もう1点は、答弁についていろいろご意見ありましたが、板倉構法が疑問符が付くような答弁というのは、これはさげていただきたいというふうに私は思っておりますので、今後自信を持って答弁をしていただきたいというふうに思えます。そういうふうなことで詳細を求めるといことでご理解をいただきたいと思います、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） それでは、300万円の内訳について資料を提出をお願いいたします。これで一般会計の歳出の質疑を終わります。

次に、議案第60号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 4 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、令和 4 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 63 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部 丘議員。

○8 番（安部 丘） はい。

簡易水道事業会計の補正予算の第 3 条、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,290 万 1 千円は、当年度分損益勘定留保資金 3,290 万 1 千円で補填する。」に改めるとあります。そういうふうに変更された理由についてまったくご説明がございませんのでその説明をいただきたいのと、それから続きまして、収益的収支と資本的収支、3 条予算と 4 条予算があると思いますが、3 条予算で必要になる、3 条予算のところに 283 万 7 千円の補正がございます。歳出の方ですね。ですが歳入については 4 条予算にあげられていまして、なぜ収益的収益の歳入を資本的収支の方にあげられているのか。その理由がわからなくて、通常でいえばこれは損益でいえば赤字になっていくわけです。収益的収支に歳入がなくて支出だけでているということは赤字になっていくわけなんですけども、なぜそのような段違いな補正予算を組まれたのかわかりません。疑問に思いますのでその説明もいただきたいと思います。

それから最後はちょっと軽微なことなんですけれども、工事負担金で 896 万 7 千円を

あげられていまして、それを歳出のその他特定財源 900 万とまるっとまるめて特定財源の方にあげられているんですが、それはだいたいそういう扱いをするものなのかどうか。なんか気持ちが悪いでまるっとまるめてあるのが適切なかどうか。今のはすみません。詳細説明の方の 11 ページにございます財源内訳を見て申しております。その他特定財源で 900 万とまるめてあるんですけれども、実はこれは工事負担金の 896 万 7 千円のことだと思うんですけれども、なぜ同額を計上しないのか。そこのところをご説明いただければと思います。以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

8 番議員の質問にお答えをいたします。まず 1 点目、第 3 条のところでは第 4 条本文中括弧書き中を変更する当年度分損益勘定留保資金で補填するというふうに変更するものですが、当年度分の損益勘定留保資金ですべてを補填できるようになったということでこの度そのように改めるものでございます。

収益的支出があつて、それに対する歳入が資本的収入及び支出の方にあがっているということでございますが、この消費税に係る部分については、これまでも資本的収入及び支出の方で（聞き取り不能）を組んでいった関係と、工事請負につきましては、工事して資産が新たなものに変えるということで資産が増えるということで、歳入については 4 条の方でこれまで組んでいるというところでそのような予算組をしております。

それと事業説明の 11 ページの方、900 万となっておりますが、これはご指摘のとおり 896 万 7 千円が正しい表記でございました。たいへんすみません。その他財源 900 万となっておりますが、概要説明資料の方、正しくは予算書の方、工事負担金 896 万 7 千円が財源として正しいものでございます。それと端数部分がその他財源でございまして、ここの表記は 900 万円となるものでございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○8 番（安部 丘） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部 丘議員。

○8 番（安部 丘） はい。

同様の内容が、下水道も同様の内容になっておりますので一応ご承知おきください。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

下水の方もありますけど、赤名川の水道管支障移転と下水道のもありますけど、どこ
の場所を言っておられるんですか。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

場所ですけれども、衣掛の後側になります清原さんのお宅とかがあります町道町裏西
線、この部分が河川の幅を広げるということで、町道の方へ広がるということで、現在
その町道の中に敷設されている簡易水道、下水道の管路を支障移転ということで実施す
るものでございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。質問、私が言う前に議案第 65 号の答弁がありま
したが、65 号についても質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで質疑を終わります。

日程第 9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第 9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれの
委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第 55 号、議案第 56 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第
62 号、議案第 63 号、以上 6 議案。

教育経済常任委員会は、議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 64 号、議案第 65 号、以上 4
議案。

予算特別委員会は、承認第 6 号、議案第 59 号、以上 2 議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定しました。
これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、7日、8日は休会とし、本会議の再開は9日午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書を提出してください。なお一般質問をされない方はその旨ご報告をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時38分散会
